

論 文

現代日本外交の変容

－インバウンド・自治体外交・官邸外交－

竹本 信介

Is Modern Japanese Diplomacy Currently Transforming Its Implementation System? Focusing on Japan's Inbound Tourism Policy, Its Subnational Government Diplomacy, and Kantei Diplomacy

Shinsuke TAKEMOTO

Abstract

This article examined the transformation of contemporary Japanese diplomacy by understanding the reality of subnational government diplomacy in Japan. As a case study, it also investigated Japan's rapidly expanding inbound tourism policy. The reason for this is that inbound tourism policy can be seen as a foreign policy strengthening soft power and public diplomacy.

This paper draws on previous research on inbound tourism policy and confirms that the role of subnational governments is crucial to its implementation. Through this discussion, we conclude that with the expansion of Japan's inbound tourism policy, the role of subnational governments as actors in Japan's diplomacy is increasing, and that inbound policy is transforming contemporary Japanese diplomacy.

In short, this paper argues that as the inbound tourism policy expands in the future, the interaction between central and subnational governments will become increasingly important in contemporary Japanese diplomacy.

はじめに—仮説の提示—

2020年9月16日に政権を発足させた菅義偉首相は、翌月18日から21日までの間、首相就任以来初の外国訪問先としてベトナム、インドネシアを訪問し、両国首脳と会談を行った¹。これは同年1月に中東を歴訪した安倍前首相以来、実に277日ぶりとなる首脳外交となった²。歴代最長となる首相在任期間を記録した安倍政権下において、積極的な首脳外交（「地球儀を俯瞰する外交」³）は連日報道されていた感があり、久しぶりに映し出された政府専用機の姿は、COVID-19によるパンデミックが、首脳外交を停滞させている今日の状況を再認識させるものとなった。

あらためてCOVID-19によるパンデミック発生過程を振り返ると、周知の通り、その大規模な発生が初めて報道されたのは中国・武漢市の状況で⁴、同市は2020年1月23日から4月8日までの77日間、ロックダウン（都市封鎖）を断行した⁵。その間の日中関係においては、習近平国家主席の国賓訪問に向けて、日中政府間の調整状況が連日報道されており、最終的には3月5日、菅官房長官（当時）が習主席の訪日延期を発表した⁶。

この話題と同時進行する形で、2月8日、駐日中国大使館は同ウェブサイト内において、ある日中両国の地方都市関係に関する興味深い見解を掲載した。それは1972年以来、中国・武漢市と長年に渡り友好関係を構築してきた、大分県大分市による武漢市への支援活動状況、ならびにそれに対する中国政府側からの謝意と称賛の表明である⁷。

新聞報道によると、大分市は2020年1月24日に武漢市へ支援を打診し、同側の受け入れ準備が整った同月27日、大分市は防災備蓄用のマスク3万枚（段ボール26箱）を武漢市へ発送した⁸。驚くべきことに、この大分市による武漢市支援は世界に先駆けて行われたもので、寄贈されたマスク数は、その直後に日本政府が行った援助数よりも多い⁹。この大分市による支援実施を皮切りに、日本各地の日中友好都市間での支援活動は活発に行われることとなり¹⁰、同年4月以降、今度は事態が好転した中国各地より、深刻なマスク不足に陥っていた日本社会に対して、その寄贈活動が積極的に行われたのである¹¹。

これら日中友好都市間における相互支援の事例から浮かび上がるのは、両国における旺盛な自治体外交の活動状況である¹²。そして、これらへの問題関心を念頭におくと、そこから仮説「現代日本外交において地方政府の外交力が増大している」が着想されることとなる。

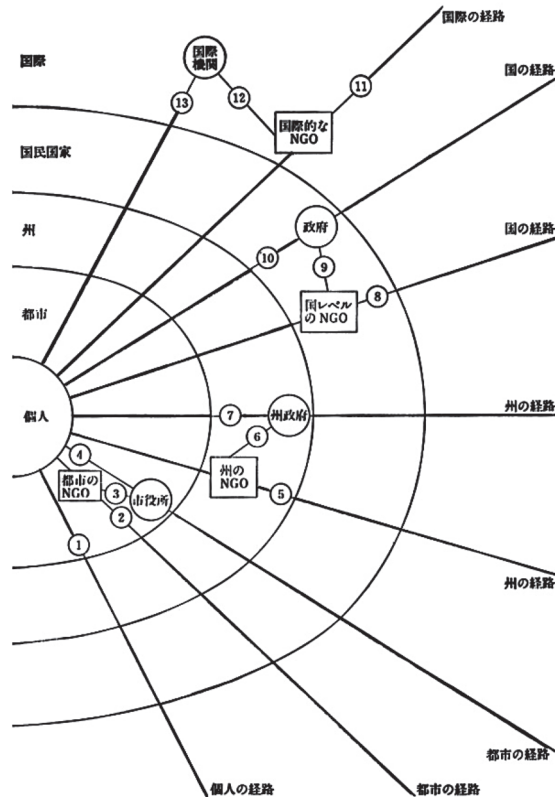


図1 「国際的な参加へのルート地図」

【出典】チャドウィック・F・アルジャー（吉田新一郎／編訳）『地域からの国際化』日本評論社、1987年、57頁。

現代外交におけるアクターの多元化現象については、かつてチャドウィック・アルジャーが図表化（図1）¹³したように、それは古典的論点の一つであるが、これまで拙稿内において言及してきたとおり、日本外交を主題とするメディア報道や先行研究の多くは、その主眼を政治家の外交活動に置いているため¹⁴、他の外交アクターの活動状況が可視化されにくい知的状況がある¹⁵。

これらの問題意識を前提に、本稿は日本のインバウンド政策を事例として仮説を検証し、現代日本外交の変容、すなわち現代日本外交における外交アクターの多元化現象について、その実態把握を研究主題として設定する。本稿構成を示すと、第1章は、準拠する理論的観点を確立する目的から、外交アクターの多元化現象を考察した、松下圭一と山本吉宣による先行研究を参照する。そして、それらが提起する論点、ないし各論考内にある問題を検討した後、本稿独自の理論構図を提示する。続く第2章は、前章で提示を行った理論構図に準拠し、事例研究として、近年日本政府が注力しているインバウンド政策に対する考察（関連する先行研究への参照）を行い、それらを通じて得られた見解を元に、仮説の妥当性を検証する。第3章では、

同じく理論構図や楠本利夫による自治体外交に関する先行研究分類に準拠し、現代日本外交に関する論点群の発見と整理を行う。加えて、それらを通じて、前章と同じく仮説の妥当性を検討した後、得られた確証を元に、仮説にある含意の導出を試みる。最後に（おわりに）、山本吉宣が提示した現代外交の変容に関する4つのシナリオと仮説との関係を検討した後、今後の研究展開を述べていく¹⁶。

1. 理論構図の提示 — 先行研究の検討 —

本章は、仮説「現代日本外交において地方政府の外交力が増大している」を検証するにあたり、その展開論理を支える理論を検討する目的（演繹的立証）から、松下圭一と山本吉宣による外交アクターの多元化現象を考察した先行研究を参照する。その後、それらへの検討を通じて発見された論点や問題点を踏まえた後、本稿独自の理論構図を提示する。

1.1. 松下圭一『政策型思考と政治』

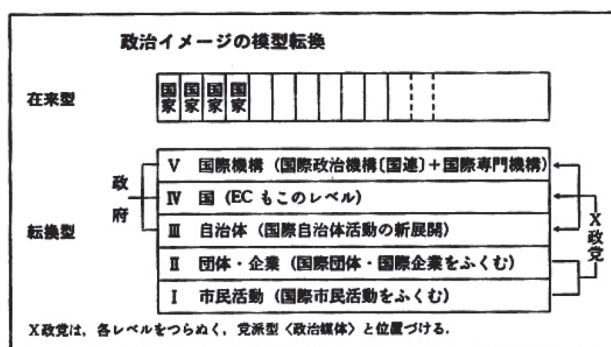


図2 「政治イメージの模型転換」

【出典】松下圭一『政策型思考と政治』東京大学出版会、1991年、54頁。

松下圭一は1975年に刊行された『市民自治の憲法理論』において、国際コミュニケーション技術の発達に伴い、外交はもはや国の専管事項ではなく、「市民外交、民間外交というかたちで、内閣による独占は実質的に崩壊している」と論じた¹⁷。この松下の立論を支える理論（『分節政治』の理論）は、国家主権を前提とした外交論から、現代外交の「多元化・重層化」を捉えることを意図した、いわばパラダイム転換を図ったものであり¹⁸、その論理構成は、後の著書『政策型思考と政治』において、「政治イメージの模型転換」として図表化されている（図2）¹⁹。しかしながら、松下は政府内分権（図2 III・IV・V）を重視し、各活動レベルに対する規範的整理に主眼を置くため、その論理展開においては、各外交アクター間の相互作用は捉えにくい²⁰。この点、次項で参照する山本吉宣が提示する理論構図は、松下にあるその問題点が解消されている。

1.2. 山本吉宣「市民外交—国際システムの変容の中で」

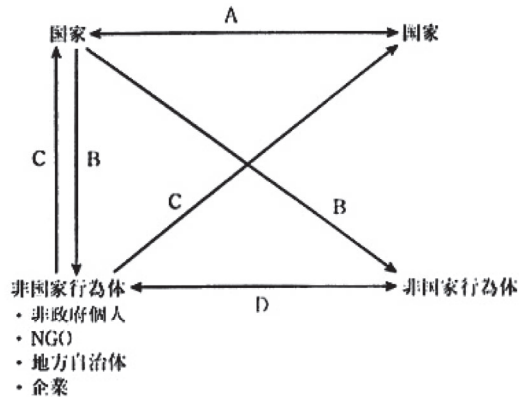


図3 「国家と非国家行為体—外交の類型」

【出典】山本吉宣「市民外交—国際システムの変容の中で」井上寿一・波多野澄雄・酒井哲哉・国分良成・大芝亮『日本の外交 第6巻 日本外交の再構築』岩波書店, 2013年, 225頁。

山本吉宣による図3「国家と非国家行為体—外交の類型」は、国内、相手国内にある複数の外交アクターを可視化させたもので、各関係は4つの外交類型（A, B, C, D）として明示されている。この理論構図には、外交アクター間の相互作用を捉える視点が確立されており、松下の理論構図に内在する問題点は解消されている。しかしながら、図3には外交アクターの設定に関して2つの問題点がある。

第1に、「国家」と「非国家行為体（非政府個人、NGO、地方自治体、企業）」という2分類設定では、松下が図2で明示している自治体の位置づけ、つまり自治体は政府を構成するものであり（図2内Ⅲ）、その自立性に注目することで、自治体外交の能動性を捉えようとした松下の研究視点は後退してしまう²¹。

第2に、図3内左下、「非国家行為体」に分類される自治体は、その相互作用において自国、他国政府に対して同じ類型（C）とされるが、自治体外交の動きをより正確に捉えようとするならば、これらは外交相手の異なる別類型として設定する必要がある。外交に関する政府内の法的関係は、諸国により異なる法体系が規定されており、グローバル化の展開とともに、自治体を外交アクターとして、法的にどのように位置づけるのかは今日的な論点となっている²²。それゆえ、より精緻な議論を展開するためには、別類型の設定が必須となる。

1.3. 本稿の理論構図

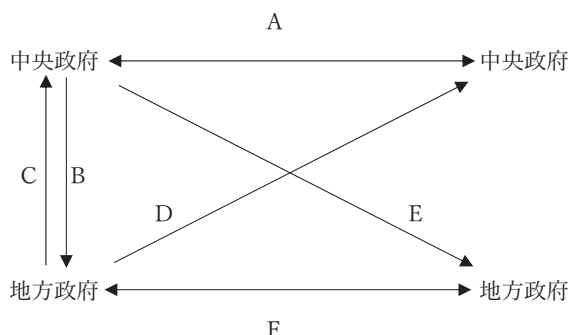


図4 「本稿の理論構図」

【出典】山本吉宣による図3を元に筆者作成。

再度参照した2つの先行研究における問題点をまとめると、まず松下圭一は、外交研究を国家中心モデルから、多様かつ自立した外交アクターを想定した理論モデルへとパラダイム転換を図ったが、分権化を重視するあまり、各外交アクター間の相互作用を捉える視点が後退してしまう問題点があった。山本吉宣の理論構図は、松下の問題点を解消するものであるが、「国家」と「非国家主体」という外交アクターの二分法には、自治体外交の主体性を捉える松下の視点が埋没してしまう。

本稿はこれらの問題点を踏まえて、山本の理論構図に改変（類型 A, B, C, D, E, F の設定）を行った本稿独自の理論構図（図4）を提示する。この特徴は、1. 松下が強調した国と自治体の自立性を捉えながら、2. 両者の相互作用を考察する研究視点を確立するとともに、加えて3. 内外の関連研究動向における用語使用との統一を図る観点から、外交アクターとして「中央政府」「地方政府」を設定する²³、以上の3点にある。次章ではこの理論構図に準拠して、近年日本政府が注力してきたインバウンド政策に対する検証を行う。

2. 仮説の検証 —日本のインバウンド政策研究を通じた検証—

2020年の日本は、東京オリンピック大会を中心イベントとして、世界各国より例年以上の訪日外国人旅行者数（インバウンド観光客数）が予測されていた。言うまでもなく、それらに伴って、日本国内における様々な経済活動の活性化が期待されていたのであり、パンデミック発生後の入国制限に伴う経済損失額は計り知れない。本章は、はじめにインバウンド政策の概要を把握した後、前章で提示した本稿の理論構図に準拠し、日本のインバウンド政策に関する先行研究を参照する。そして、それらを通じて得られた知見を元に、仮説「現代日本外交において地方政府の外交力が増大している」の妥当性を検討する。

2.1. なぜインバウンド政策を事例とするのか？

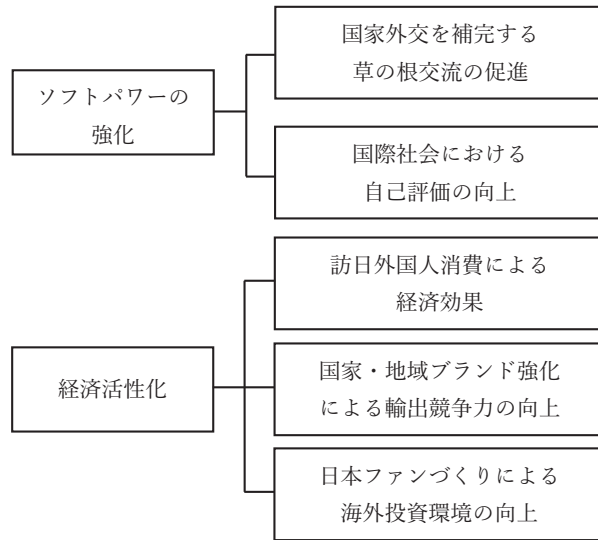


図5 「インバウンド観光の意義」

【出典】 矢ヶ崎紀子『インバウンド観光入門 世界が訪れたいくなる日本をつくるための政策・ビジネス・地域の取り組み』見洋書房，2017年，205頁。

なぜ本稿はインバウンド政策を仮説検証のための事例として取り上げるのか。まずはこの理由を矢ヶ崎紀子による図表整理（図5）を元に明示する。矢ヶ崎は、インバウンド政策には、第1に日本のソフト・パワーを強化する、第2に経済活性化を図る、これら2つの意義があることを指摘する。このソフト・パワーとは、J・ナイの定義に基づくと、軍事力、経済力と共に力の3源泉とされるもので、本稿はこれら3つの総合力を外交力として捉えている（表1）²⁴。

表1 「3種類の力」

	行動	主要な手段	政府の政策
軍事力	強制 抑止 保護	威嚇 軍事力	威嚇外交 戦争 同盟
経済力	誘導 強制	報酬支払い 制裁	援助 贈与 制裁
ソフト・パワー	魅力 課題設定	価値感 文化 政策 制度	広報外交 二国間・多 国間の外交

【出典】 ジョセフ・S・ナイ『ソフト・パワー 21世紀国際政治を制する見えざる力』日本経済新聞社，2004年，62頁。

筆者がこの矢ヶ崎の見解に着目するのは、インバウンド政策が単なる経済活性化（経済力の強化）を意味する施策なのではなく、外交力を構成するソフト・パワーの強化を兼ね備えたものであること、つまりインバウンド政策とソフト・パワーとの緊密な関係を明確に指摘している点である。そしてこの見解は、インバウンド政策がソフト・パワーの強化を目的とする現代外交の一形態、すなわちパブリック・ディプロマシー²⁵としても捉えられることを意味するものとなり、ここにインバウンド政策は、それが外交政策であることが明らかとなる。このような論理展開を前提として、近年その拡張が目覚ましい日本のインバウンド政策を考察対象に設定することで、それらへの検討を通じて得られた知見を元に、現代日本外交の変容を読み解くことが出来るのではないか、本章はこの問題意識に基づき、仮説検証のための事例として、インバウンド政策への考察を行うものである。まずは、次項において同政策の経緯を簡潔に振り返る。

2.2. インバウンド政策の経緯

インバウンド政策は、その起源を古くは明治時代にまで求める見解もあるが²⁶、本稿の主眼はあくまでも現代日本外交の変容を捉えることにあり、その目的に照らし合わせて、2003年以降の4局面（1. ビジット・ジャパン・キャンペーンの開始（以下VJCと表記）2. 観光立国推進基本法 3. 観光庁設立 4. 中国人観光客に対する訪日ビザ修得要件緩和）を画期として捉える。まずはそれらの経緯を簡潔に記述し、近年における同政策の展開概要を把握する²⁷。

総理が先頭に立って観光政策を推進したのは小泉首相（当時）が初めてである。小泉首相は2003年1月に行った施政方針演説の中で、2010年に訪日外客数を1000万人とする目標を示し、同年3月26日にはVJC実施本部を設置、翌月1日よりVJCキャンペーンは開始された。

その後、2005年9月の総選挙へ向けた自民党の選挙公約内で、「観光基本法改正案を早期に国会へ提出する」との記載がなされ、翌月の自民・公明両党が安定多数を獲得した後、同法案の改正作業が開始された。2006年12月には観光基本法を改正した観光立国推進基本法が可決され、2007年1月より同法は施行された²⁸。

同法とエコツーリズム推進法の成立を受けて、自民党は観光庁創設を要求し、翌年には同庁創設予算を含んだ平成20年度予算を成立させ、2008年10月1日、観光庁は国土交通省の外局として発足した。

外国人観光客において観光ビザの取得条件は、その訪問動機のインセンティブにおいて大きな要素となる。これまで日本は段階的、国別にその条件を緩和してきたが、本稿が特に着目するのは、2011年に行われた、中国人観光客に対する訪日ビザ条件の大幅緩和である²⁹。中国人観光客は、日本へのインバウンド観光客総数において最も大きな割合を占めており、これらの政策変更により、その訪日者数は大幅に増加した（図6・図7）³⁰。

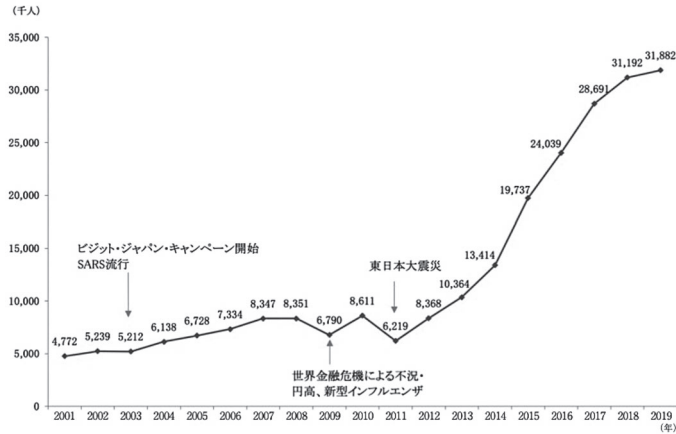


図6 「訪日外国人旅行者数の推移（2001～2019年）」

【出典】 矢ヶ崎紀子「訪日外国人旅行の意義・動向・課題」『国際交通安全雑誌』2020年、45巻No.1、8頁。

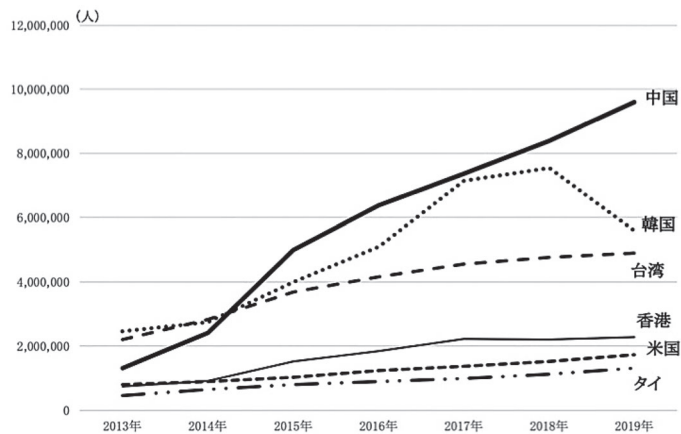


図7 「国籍別訪日外国人旅行者数の推移」

【出典】 矢ヶ崎紀子「訪日外国人旅行の意義・動向・課題」『国際交通安全雑誌』2020年、45巻No.1、9頁。

このように4局面に着目することで、近年における日本のインバウンド政策の拡大過程を概観してきたが、最後に、筆者がその1局面として重視した観光立国推進基本法を参照し、インバウンド政策の遂行において、法的観点より、地方政府がそのアクターとして重視されていることを確認する。同法第4条は、平成7年に施行された地方分権推進法を受けて、地方政府には観光政策を推進する「適切な役割分担」や「責任」があり、同政策の効果的実施においては、地方政府に「広域的な連携協力」が求められていることを規定している³¹。

以上のインバウンド政策に関する概要把握を前提として、次項では同政策に関する4つの先行研究（宇都宮浄人、亀山嘉大、高坂晶子、中井治郎）を参照し、それらの見解を理論構図に

基づき考察を行い、仮説の検証を行う。以下の先行研究に関する記述は、その主眼をあくまでも仮説検証に置くため、各先行研究の要旨、ならびに、それらと理論構図との関係整理を中心に行うものとする。

2.3. 理論構図に基づく事例の検証

本項において参照する4つの先行研究は、宇都宮浄人と亀山嘉大はデータ分析を元に、高坂晶子と中井治郎は現地調査、文献調査、インタビューを用いたもので、後者については「オーバーツーリズム」を対象とした同範疇のものとして参照する。

宇都宮浄人「インバウンド観光の地域間格差と今後の課題—「宿泊旅行統計調査」の実証分析—」

宇都宮浄人は、2007年度から開始された観光庁の「宿泊旅行統計調査」の外国人宿泊数を都道府県別に分析し、地域間格差の実態と今後の課題を分析した。その結果、外国人宿泊者数は全体に増加しているものの、東京を除く道府県の間では格差が拡大傾向にあることが判明した。各都道府県の宿泊者数の水準は、温泉や娯楽施設、道路整備率などの交通インフラによって説明されるが、宿泊者数の増加率でみると、交通インフラは影響があるものの、温泉や娯楽施設といった所与の条件は、説明変数として有意ではなくなり、観光職員比率が有意となる。このことは、インバウンド観光の格差が広がる背景理由として、道府県の政策的優先度の違いがあることを示唆する³²。

理論構図からの検証

宇都宮による実証研究が示すのは、各地方政府における観光職員比率の違いがインバウンド政策の地域間格差をもたらしている、詰まるところ、同政策遂行において地方政府の役割や機能が重要であるという見解である。この見解を理論構図から捉えていくと、道府県における政策的優先度の変更時（観光職員数の増加、同政策実施に伴う予算措置等）には、その実現にあたり、地方政府と（観光庁を中心とした）中央政府との相互作用の重要性が高まる（図4内B、C）。斯くして同政策は、地方政府からの円滑な協力なくしては、その効率的実施に困難が伴うと解せられる。

亀山嘉大「東アジア地域からのインバウンドと地方公共団体の海外展開」

亀山嘉大は、地方政府の海外展開の長短や濃淡が、東アジア地域からのインバウンドにどのような影響を与えているのか分析を行った。地方政府の海外展開の中でも、姉妹都市の提携、海外事務所の設置、職員の海外派遣、国際交流の実施などの有無や違いを取り上げ、これらの効果に関して、分析対象を都道府県として、グラビティモデルを使用したパネルデータ分析を行った。分析結果から、地方政府の海外展開の効果は、韓国との関係では確認されなかったが、中国との関係では姉妹都市の提携年数、海外事務所の設置年数といった海外展開の長さや濃度のどちらでも確認され、これらがインバウンドの増加に影響を与えていることが示された。こ

これらのことから、地方政府の海外展開は、一定の時間のもとで効果を発揮していることが示唆された³³。

理論構図からの検証

亀山による実証研究が示すのは、地方政府による海外展開の状況が、対中国へのインバウンド政策において、その成果と因果関係が認められる点にあり、宇都宮による研究と同じく、同政策における地方政府の役割が重要である見解が導かれる。理論構図からこの見解を捉えていくと、姉妹都市の締結や海外事務所の設置は、中央政府との相互作用の結果というよりも、地方政府の自立性に基づいた施策と捉えられる（図4内F）³⁴。もちろん、完全にそれらを地方政府が自立的に決めているかについては、地方政府側から事前に中央政府（外務省等）へ助言を求める事例³⁵も見られることから、一定の留保を伴うものではあるが、この亀山による先行研究は、インバウンド政策における具体的な成果実現において、地方政府における自立性が重要であることを明示するものである。

高坂晶子『オーバーツーリズム』・中井治郎『パンクする京都 オーバーツーリズムと戦う観光都市』

高坂晶子は、近年の世界各国における、インバウンド政策の拡大に伴ったオーバーツーリズムの事例について、それらに対する類型化（1. 人気観光型 2. リゾート型 3. 希少資源型）を行い、各地が行っている対策を論じている。同書内で列挙されている日本の地方政府による対応事例を参照すると、京都市は、近年特に観光客の急増に伴い、交通機関の利便性低下や生活環境の悪化等への対応に迫られている³⁶。中井治郎はこの京都市による具体的な対応状況について、同市産業観光局の福原和弥氏にインタビューを行い、京都市による公共交通機関の利便性向上策、民泊の規制、外国人観光客のマナー違反対策への公的補助、観光客の季節分散化対策への取り組みが紹介されている³⁷。

理論構図からの検証

理論構図からこれら見解を捉えていくと、オーバーツーリズムという課題は、現場の最前線にいる地方政府にその具体的解決策が迫られている現状がある（つまり図4内Cの関係が構築されていない）³⁸。高坂はオーバーツーリズムの問題がもたらす帰結を以下のように述べている。

まず、あらゆる問題は京都の生活環境を悪化させるだけでなく、市民のストレスを高め、ひいてはホスピタリティの低下を招く。違法民泊は体感治安の低下を、マナー違反や不動産開発は観光資源の毀損をもたらす。混雑や交通機関の利便性の低下は市民のみならず観光客にも悪く作用し、満足度の低下を招く。最後に、これらが複合的に作用する結果、京都市の観光地としての魅力やブランドの低下に結びつく³⁹。

この見解が示すのは、オーバーツーリズムへの対応において、その具体的解決を迫られる地方政府の役割が重要であることを明示するものであり、今後その打開を模索する過程において、局面によっては、地方政府の自助を強調する中央政府に対して、地方政府がより自立性を志向する展開が予想される⁴⁰。

事例研究の結論

4つの先行研究への参照を通じて明らかとなるのは、日本のインバウンド政策において、アクターとしての地方政府の存在意義が高まっている、つまり地方政府におけるインバウンド政策を通じた外交力（経済力とソフトパワー（表1））の増大傾向であり、本章はこの見解を事例研究群から導出された結論とする⁴¹。先行研究が提示した、地方政府による観光人員体制の充実、積極的な海外広報、オーバーツーリズムへの対応策創出はその具体的な表れである。インバウンド政策の成果が、地方政府によるこれらへの対応如何によって、大きく左右される構造が形成されつつある以上、今後地方政府と中央政府との相互作用は必然的に強まらざるを得ない⁴²。

2.4. 仮説の検証

本章は最後に、事例研究の結論に基づき仮説の検証を行う。事例研究群から導出された見解は、インバウンド政策の拡大過程に伴う、アクターとしての地方政府の存在意義の高まり、すなわち地方政府における外交力の増大傾向、地方政府と中央政府との相互作用における課題、その関係構築を模索する今日的状況である。今一度、本章冒頭で参照した矢ヶ崎の図表整理（図5）を参照すると、インバウンド政策には、経済活性化（経済力の強化）という側面だけでなく、ソフト・パワーやパブリック・ディプロマシーとの高い親和性が認められる。畢竟するに、インバウンド政策とは外交政策なのであり、この認識に基づき、本章はインバウンド政策を事例研究の対象として設定したのである。以上これらの見解に基づき、仮説「現代日本外交において地方政府の外交力が増大している」には一定の妥当性があると本章は結論づける。次章では、仮説の確証を更に高めることを目的に、自治体外交に関する先行研究、ならびに本稿の理論構図に基づき、3つの研究対象（インバウンド・自治体外交・官邸外交）に関する論点群を検討していく。

3. 論点群の発見と整理—インバウンド・自治体外交・官邸外交—

本章は3つの目的から構成されている。第1に、楠本利夫による自治体の国際政策に関する先行研究、ならびに本稿の理論構図に基づき、3つの研究対象（インバウンド・自治体外交・官邸外交）に関する論点群の発見と整理を行う。第2に、それらへの検討を通じて、前章に続いて仮説の妥当性を問う。そして第3に、仮説の妥当性を検討した後、得られた確証を元に、仮説にある含意の導出を試みる。あらかじめ明示しておく、本章の主眼は、論点群の発見と

整理を通じて、今後の研究展開を提示することにより、いわば予備考察を意図したものである⁴³。

3.1. 楠本利夫『自治体国際政策論 自治体国際事務の理論と実践』

神戸市職員として、退職時まで長年一貫して国際事務関連業務に携わった楠本利夫は、急速に進展するグローバル化の下、自治体は外国や外国人との接触機会が増加しており、それらへの対応施策を模索する状況下にあることを指摘する⁴⁴。そして独自の視点から、自治体の国際政策⁴⁵ならびに関連する先行研究について、4つの領域(1. 国際交流・外国との交流 2. 多文化共生 3. 国際経済施策 4. 地域国際協力)に分類を行った(表2⁴⁶・【巻末資料】⁴⁷)。この分類から読み取れるのは、各政策領域における多様な外交アクターの存在、つまり現代日本外交における外交アクターの多元化と重層化である。加えて楠本は、縦軸において事務を「必須事務」と「選択事務」に、横軸で事務執行主体を「行政(自治体)」と「民間(市民、企業)」とに区分し、両者の役割分担を捉えた上で(図8⁴⁸)、自治体が行う国際事務には、その具体的内容に基づき優先順位があることを例示している(表3⁴⁹)。

表2 「自治体の国際事務の例示」

1 国際交流 ・外国との交際	(1) 外国との交際	当該都市を代表して外国との交際・交流。首長、議員、職員交流。市民交流、企業交流等
	(2) 姉妹・友好都市提携	姉妹都市、友好都市、親善協力都市、姉妹港提携等
	(3) 姉妹友好施設提携	姉妹校(小中高校、大学)提携、姉妹病院等
	(4) 都市間連携	都市間ネットワークキング。世界古都連盟等。国際港湾会議
	(5) 海外事務所設置等	
2 多文化共生	(1) 多文化共生基本方針	多文化共生大綱等
	(2) 外国人市民への行政アクセスの容易さの担保	行政文書の多言語表示。平易な行政文書。窓口での外国語対応等
	(3) 外国人市民会議	外国人の議会と位置付け
	(4) 外国人市民の公務員採用	
	(5) 外国人への日本語、日本文化教育	
	(6) 多言語道路標識等	
	(7) 市民ボランティア通訳育成	
	(8) 多文化共生市民啓発	国際理解教育等
	(9) 外国人への防災情報提供	
	(10) 国際交流施設の整備	
	(11) 自治体職員、議員等へのグローバル・リテラシー研修	

3 国際経済施策	(1) 観光客誘致	
	(2) MICE 誘致	Meeting (会議、セミナー) Incentive tour (招待会、視察、表彰式) Convention (学会、国際会議) Exhibition (展示会、見本市)
	(3) 域内企業の海外進出支援	市民専門家を起用しノウハウ支援等
	(4) 外資系企業誘致	
4 地域国際協力	(1) 途上国都市への協力	
	(2) 災害被災都市支援	
	(3) 市民国際協力ボランティア育成	

【出典】 楠本利夫『自治体国際政策論 自治体国際事務の理論と実践』公人の友社, 2012年, 44-45頁。

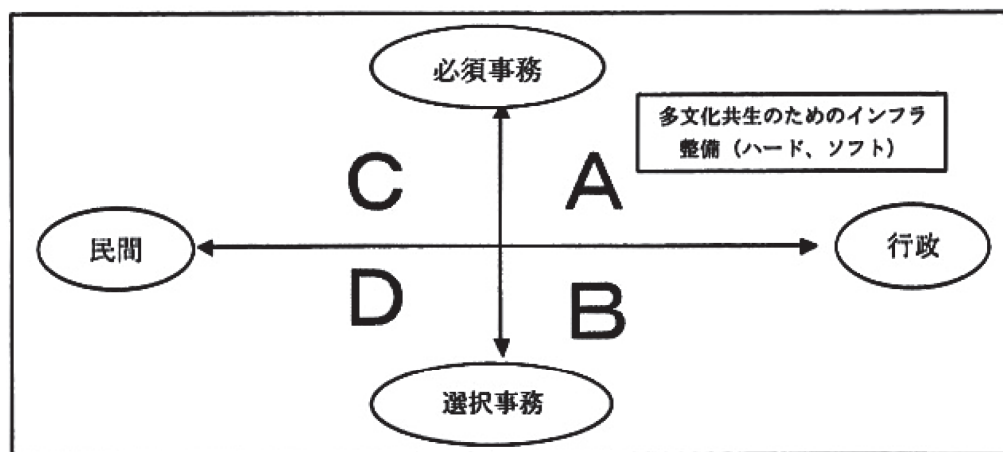


図8 「行政と民間の役割分担 (必須事務、選択事務)」

【出典】 楠本利夫『自治体国際政策論 自治体国際事務の理論と実践』公人の友社, 2012年, 91頁。

表3 「必須事務・選択事務の例示」

	事務の性格	行政の役割	住民（民間）の役割
A 行政 (必須)	行政として必ず実施しなければならない基本的な事務	<ul style="list-style-type: none"> 行政への基本的アクセス手段の確保（外国人住民⇄行政） 多文化共生施策（多文化共生基本方針、住民啓発等） 防災、災害復旧のための施策 外国人住民の市民的権利担保 	(住民として行政に協力)
B 行政 (選択)	行政主導で、財政的、人的余裕があれば実施することが望ましい選択的事務	<ul style="list-style-type: none"> (住民主導で住民と連携して実施) 姉妹都市提携と交流 外国人住民会議 留学生支援事務 国際経済施策（観光客誘致、MICE誘致等） 地域国際協力 国際交流のための「基金」造成 民間が実施する業務への支援と連携 	(住民として行政に協力) <ul style="list-style-type: none"> 外国人への日本語教室 外国人への市民ガイド 外国人留学生ホームステイ 行政窓口通訳ボランティア 医療通訳ボランティア 地域国際協力への協力 国際経済施策への協力 国際交流のための「基金」への寄付
C 民間 (必須)	民間主導で実施しなければならない事務	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業主体への支援 市民啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の地域社会への受入れ 外国人住民への差別、偏見の除去
D 民間 (選択)	民間主導で実施することが望ましい選択的事務	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業主体への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人への（再掲）日本語教室 外国人への市民ガイド 外国人留学生ホームステイ 行政窓口通訳ボランティア 医療通訳ボランティア 地域国際協力への協力 国際経済施策への協力 国際交流のための「基金」寄付

【出典】楠本利夫『自治体国際政策論 自治体国際事務の理論と実践』公人の友社、2012年、94頁。

3.2. インバウンド・自治体外交・官邸外交

以下、3つの考察対象について、インバウンド、自治体外交は、1.表2、2.図8・表3、3.理論構図の順に、官邸外交については、それら図表の考察対象外となるため、理論構図からのみ論点整理を行う⁵⁰。以下記述においては、使用用語の統一を図る観点から、楠本が用いている用語「国際政策」は「自治体外交」と同義として捉え、以下同語は「自治体外交」として表記を行うものとする。

インバウンド

1. 表 2 に基づく論点

表 2 に準拠してインバウンド政策を捉えていくと、4 領域に分類される自治体外交において、同政策は「3. 国際経済施策」に該当するもので、それはあくまでも、その 1 領域として位置づけられることが認識される。そして、近年におけるインバウンド需要の高まりや、オーバーツーリズムの発生状況を踏まえると、該当する地方政府においては、「3. 国際経済施策」への対応が他領域に優先する喫緊の課題として捉えられている可能性がある。

詮ずる所、現状から導出される論点とは、「3. 国際経済施策」として位置づけられるインバウンド政策が、他の 3 領域よりも突出することで、4 領域から構成される自治体外交が、経済活性化（経済力の強化）を最重視した性格を帯びることに対する是非である。

2. 図 8・表 3 に基づく論点

図 8・表 3 に準拠すると、インバウンド政策は、関連する法整備（観光立国推進基本法）や組織体制（観光庁や観光地域づくり法人⁵¹の創設）の充実とともに、かつての B 事務から A 事務へと現在急速に移行しつつあると捉えられる。ここで論点となるのは、地方政府における人員や財源が限られている中、新たな A 業務としてインバウンド政策が加わることで、「多文化共生社会のためのインフラ整備（A 事務）」への影響はないのか⁵²、更に踏み込めば、インバウンド政策を A 事務として取り扱うことへの是非が検討課題となる⁵³。

3. 理論構図

前章の考察において提示したとおり、地方政府による対応如何によって、インバウンド政策の成果が左右される構造が形成されつつある以上、今後地方政府と中央政府との相互作用は必然的に強まらざるを得ない（図 4 内 B, C の関係強化）。先述の通り、オーバーツーリズムへの対応に関して、現在中央政府側は、地方政府による現場対応（自助）を求めている状況があり（図 4 内 B）、その地方政府における対応力は、表 2・図 8・表 3 との応答関係を通じて構築されるものとなる。この点を長期的観点から捉えれば、今後地方政府間におけるインバウンド政策に対する対応能力に関して、明白な地域間格差が可視化されていく状況が予測される⁵⁴。

自治体外交

1. 表 2 に基づく論点

次に、自治体外交について表 2 に準拠し、4 領域ごとに関連する先行研究への参照を通じて、派生する論点を明示していく。

1. 国際交流・外国との交流（海外事務所の運営形態）

楠本利夫は地方政府が設置する海外事務所の機能状況を考察し、同事務所の設置手段には、単独で設置する方法（「単独事務所」）と、他団体との共同で設置する方法（「共同事務所」）が

あると分類する⁵⁵。そして楠本は、後者の方が経費面だけでなく組織運営上の様々なメリット、例えば、他団体から人員を派遣しあうことで組織に競争や緊張感が生まれ、それが組織運営の効率を高めると指摘する。前章で検討した亀山嘉大の論考内において、インバウンド政策の成果は海外事務所の設置可否が影響すると分析されており、同事務所の運営改善に関する論点は、今後その検証への重要性が高まるものとして捉えることが出来る。

2. 多文化共生（「内なる国際化」の問題点）

柏崎千佳子は、地方政府による多文化共生の施策は、それが「国際化」を出発点としたものである場合（「内なる国際化」を掲げる施策）、2つの問題点ないし限界があることを以下のように指摘する⁵⁶。第1に、「国際交流」「交際協力」を柱とする国際化政策のもとでは、在住外国人に対する施策は、あくまでも、それらに付随する位置づけに留まりやすい。第2に、「日本人」と「外国人」との交流、「日本」の文化と「外国」の文化との出会いという発想のもとでは、「日本」や日本がもつ文化は、依然として同質的なものとみなされており、とりわけ日本籍外国系住民への視点が欠落し、「日本人」「外国人」という二分法的な見方を強調してしまいかねない⁵⁷。これらの問題は後の図8・表3に基づく論点の検討においても更に考察を進めていく。

3. 国際経済施策（安全保障論・地方創生論との接続）

岩田賢は、インバウンド政策にはソフト・パワーを強化する面があることを指摘した上で、同政策には安全保障の観点からも一定の有効性が認められると主張する⁵⁸。岩田はその事例研究として、訪日中国人観光客数と対日感情形成の関係について、世論調査のデータを用いて分析した結果、同訪日者数が大幅に増加した2014年以降、それに比例する形で、中国における対日感情が大幅に改善していることを明らかにした⁵⁹。このようにインバウンド政策と安全保障論を接続する観点への検証は、今後同政策の拡大に伴い重要な論点となる。

インバウンド政策における経済活性化（経済力の強化）の側面については、先述した矢ヶ崎の図表（図5）において明示されているが、現在の日本社会が抱える課題を踏まえると、同政策には地方創生論との接続が論点として浮上する。山田桂一郎は、各国比較において、日本の観光業には様々な改善の余地があることを指摘し、日本の人口減少とそれに伴う市場縮小を踏まえると、観光振興は地方創生にとって重要な産業となることを論じている⁶⁰。山田はその際に重要なのは、「住民が地域に対する愛着や誇りを持てることと、生活に対する満足度や充実度を満たすことが基本」⁶¹だと述べ、自身の拠点としているスイス・ツェルマツトにおける事例を紹介している。

4. 地域国際協力（他機関連携の検討）

楠本利夫は地域国際協力の課題として、地方政府が中央政府、JICA（国際協力機構）、CLAIR（自治体国際化協会）等とどのような連携体制を構築していくのか、つまり他機関との

連携を論点として挙げている。これらを所管の観点から捉えていくと、JICA は外務省、CLAIR は総務省と関係が深い組織体であり、過去両省間には、地方政府の捉え方において原理的に対立した経緯がある⁶¹。インバウンド政策の拡大に伴い、今後両省間においてどのような連携体制が構築されていくのか（SOP の確立）、加えて、地方政府間における連携体制の態様も重要な研究主題となる⁶²。

2. 図 8・表 3 に基づく論点（地方議会の活動）

日本社会における多文化共生の現状については、これまでに様々な論点が提起されているが、図 8 が明示している点を今一度確認すると、それは、多文化共生のためのインフラ整備が、地方政府の自治体外交における最優先課題（表 3 内「必須事務 A」）として位置づけられていることである。ここで論点となるのが、先述したとおり、それら最優先課題と近年におけるインバウンド政策との関係、すなわち同政策の拡大に伴い、最優先課題への関心や取り組みに変容が生じていないのか、この点を問う論点である⁶³。筆者はこの論点を捉える上での重要な観点として、これら問題（表 3 内「必須事務 A」）を中心とした、自治体外交全般に対する住民理解の検証を挙げる。多文化共生のためのインフラ整備とは、原理的に地方議会による具体的な立法活動によって支えられるものであり、この現状に対する考察は重要な研究主題である。現在における地方議会の実態は、今日様々な形でその形骸化が指摘されているが、インバウンド政策の拡大は、全国各地の地方議会に対して、その機能改善を求める文脈から様々な論点を浮上させることとなる⁶⁴。

3. 理論構図

本稿の理論構図、すなわち中央政府と地方政府との相互作用（図 4 内 B, C の関係）に着目する観点より自治体外交を捉えていくと、性質の異なる 3 つの論点が浮上する。第 1 に、地方政府の外交アクターとしての法的性格に関する検討である。大津浩は、自治体外交の意義と合法性を論点として、中央政府が行う外交との関係において、地方政府による外交が「補完的」あるいは「対抗的」となる事例を検討し、地方政府には、国交や条約締結に関しても一定の関与が可能であるとの実験的主張を行っている⁶⁵。インバウンド政策の拡大に伴い、今後更に地方政府の役割、その重要性の増加が予測されるなか、大津による実験的主張を否定する通説は、今後その解釈変更を行う局面に直面することとなるのか、この点は重要な論点となる⁶⁶。

第 2 に、現在の中央政府における外国人への人権意識に関する論点である。柏崎千佳子は、地方政府はこれまで中央政府に先行して、在住外国人施策に取り組んできたことを指摘しているが⁶⁷、現在中央政府が実施している一連の外国人政策は、各国との比較においても、著しく低い人権意識に基づいている実態が告発されている⁶⁸。この問題を相互作用の観点（図 4 内 B, C の関係）から捉えれば、その取組に対する長年の実績やノウハウを保有する地方政府は、今後中央政府と共にその解決を図る政策過程を生じさせうるのか、この論点が想起される⁶⁹。

第 3 に、中央政府間における調整である。理論構図においては、この関係がブラックボックス

ス化しているが、インバウンド政策を例に挙げれば、その政策の拡大にあたり、様々な法規制をめぐり中央政府間での調整が求められることとなる。富野暉一郎は、1994年頃、旧地方自治法第2条に示されていた自治体の事務の例示規定に、自治体の国際協力を盛り込むことの是非について、それを主導する自治省（現総務省）と外務省との間に見解の対立が生じた事例に言及している⁷⁰。この時には外務省の強い態度によってその方針は否定され、その後、地方分権を大きく推進させた現行の地方自治法では、安全保障と外交は国家の専管事項であることが前提とされている⁷¹。この両省間における見解の相違は、地方政府観、外交観における原理的対立と捉えられるものであり、今後インバウンド政策の拡大に伴い、地方政府の役割が増大することで、再度自治体外交をめぐる法的概念を検討する局面が訪れるのか、この点が論点となる。

官邸外交

歴代最長の首相在任期間を記録した安倍政権下では、首相が活発に各国首脳と会談を行う場面がメディアを通じて数多く報道されていた（図4内A）⁷²。安倍前首相による積極的な外交活動は、一部の側近官僚を中心に企画立案がなされ、それが実行に移されてきたことが観察されている⁷³。このいわゆる近年の官邸外交については、多岐にわたる論点が指摘されているが、本項では理論構図に基づき、2つの主題（1.「内交」とメディア報道2.官邸外交と外交力）に着目し、そこから浮上する論点を導出した後、3.近年の官邸外交を主題とした拙稿（「現代日本外交への視座—外務省の自律性を考える—」）を再考する。

1. 「内交」とメディア報道

かつて外交官として日朝交渉に携わった田中均は、安倍政権下において日朝関係が進展しなかった理由を「外交のあり方」に求めている。以下、田中が対談時に行った発言を引用し、それらへの参照から2つの論点を導出する⁷⁴。

外交というものを、国内的な課題のために利用しようとしたならば、そのとたんにそれは外交ではなくなるんです。たとえば北朝鮮なら金王朝の国内的な安定のために、一方、民主主義国なら総理大臣の支持率を上げ選挙で勝利するために、外交を行うというのであれば、決して結果は出せません。実際、安倍政権の7年半のなかで、北朝鮮に強硬姿勢をとることによって選挙では勝利したものの、外交での結果をつくることはできていないですよ⁷⁵。

政治家たるもの、官僚たるもの、普遍的な価値にもとづいて国のあり方を考えるべきです。内交のための外交ではないのです。まさに内交と外交を超越するような—英語ではそれを「ステーツマンシップ」と言いますが、そういうものを日本の指導者が示し、感じさせなければ、これからますますダメになる⁷⁶。

白昼堂々と日本から人をさらい、主権を侵害した北朝鮮の犯罪を、許してはならないと、日本の怒りが燃え盛ったわけです。その怒りの矛先が、一部私に向かったわけですが、これまで拉致を報道してこなかったメディアに一齐に向けられたんですね。するとメディアの人たちは、アリバイ作りに奔走し始めて、いかに拉致被害は重要な問題かと論じ、北朝鮮を叩くことに加担していった。

そこにみんな乗かってしまった。誰からも文句を言われぬナショナリズムを燃え盛らせ、自分たちの目的を達成しようとしたのです。そのことはやっぱり検証されるべきだと思います、拉致問題の運動がどういうものだったのかと。過去の出来事としてではなく、今の自分達の問題として考え続け、行動していくという意識が大事です⁷⁷。

これら田中の見解において論点となるのが、1.「内交」と評された安倍政権下の外交に観察された特徴と、2.それを支える構造的要因⁷⁸である。田中は、支持率を上げ選挙で勝利することを目的とした外交活動を「内交」と評しているが、この論点を考察していくためには、それを支える構造的要因、つまりその具体的手段となっているメディアの外交報道に対する検証が求められる⁷⁹。

理論構図からこの論点を捉えていくと、「内交」は、政権側がメディア報道を通じて図4内Aが示す外交関係を広く喧伝するものとなり、その結果、例えば、インバウンド政策における地方政府と中央政府との相互作用(図4内B, C)は主要な話題とはならない。要するに「内交」とは、その実態の可視化を後退させる社会状況(実態とイメージとの乖離)を生み出すものとして捉えられる⁸⁰。先述の通り、本章の主眼はあくまでも論点の発見と整理にあるため、詳細は別稿における検討課題とするが、近年における特徴的变化として、この状況に対する問題が、メディア側からも積極的に提起され始めていることが挙げられる⁸¹。

2. 官邸外交と外交力

田中が指摘する「内交」の問題とは、換言すれば、表1に示されている外交力を構成する3つの源泉を適切に組み合わせる力、すなわちスマート・パワー⁸²の発揮において、その弊害となることを意味するものとなる。インバウンド政策の事例研究が示したとおり、今後同政策の拡大に伴い、外交アクターとしての地方政府の役割が高まることを本稿は予測するが、その変化と「内交」が同時に進行することとは、両者の相互作用が機能不全となり、日本の外交力がいわば分裂状態に陥ることを意味する。そして究極的にこれらの問題は、理論構図内において「日本外交の主導権は誰が持つのか」、別言すれば、理論構図には登場していない「国民は外交アクターとしてどのように位置づけられるのか」という原理的な問いを浮上させることとなる⁸³。

3. 拙稿「現代日本外交への視座—外務省の自律性を考える—」再考

筆者は拙稿「現代日本外交への視座—外務省の自律性を考える—」において、冷戦終結後に策定された外務省内の政策変更に伴い、外務省内の標準作業手続き（SOP）が変化し、その円滑な作動を支えるための人的体制が確立された（省内キャリアパスに一定の制度化が進行した）と捉えているが⁸⁴、この現象を本稿の理論構図から捉えていくと、どのような説明ができるのか。言い換えれば、その現象は地方政府と外務省との相互作用（図4内B、Cの関係）から、外務省の組織変容に関するメカニズムを捉えることが出来るのか、この論点が浮上する。以下にその展開論理を簡潔に記していくと、冷戦終結後、進行するグローバル化や混迷する国内の政治状況に対し、外務省は組織存続の論理（「自然体系モデル」から捉えられる有機的システムの機能的再生産⁸⁵）に基づき、PKO派遣、朝鮮半島危機、9.11同時多発テロ、外務省における組織不祥事への対応等を経て、同組織中枢にある機関哲学（対米関係重視の外交観⁸⁶）を純化させた⁸⁷。そして、その組織変容の過程において、特にVJCキャンペーン開始以後、インバウンド政策の拡張を背景としながら、外交アクターとしての地方政府の存在意義が高まり、つまり地方政府におけるソフト・パワーやパブリック・ディプロマシーを通じた外交力が増大し、そのような政府内外交アクターの多元化と重層化が進行することで、外務省の組織特徴として指摘された冗長性（リダンダンシー）は⁸⁸、外務省以外の組織（特に地方政府）と共有されるものへと変容した。具体例を挙げると、2012年の安倍政権発足以来、インバウンド政策を拡張させながら（図6・図7）、対中外交における中央政府レベル間での「対立」⁸⁹と、地方政府レベル間での「交流」が同時進行していた事例⁹⁰はまさにその現れではないのか、この解釈の妥当性が問われることとなる⁹¹。

3.3. 仮説の検証と含意の導出

以上3つの主題（インバウンド・自治体外交・官邸外交）への検討を通じて、理論構図から浮上する論点群を俯瞰してきた。本章は結論として、論点群の発見と整理を通じて、理論構図、ならびに仮説に対する一定の妥当性を確認するとともに⁹²、それに基づき、仮説より以下3点の含意を導出する。

仮説　現代日本外交において地方政府の外交力が増大している

仮説の含意

1. インバウンド政策は現代日本外交を変容させている
2. 現代日本外交において自治体外交の重要性が高まっている
3. 現代日本外交研究においてその変容を捉える研究方法を検討する必要がある

おわりに

本稿は最後に、1. 山本吉宣が整理検討を行った、今後の外交変容を見通す4つのシナリオを参照し、仮説との関係を整理した後、2. 今後の研究展開について述べていく。

1. 4つのシナリオと仮説

表4 混合国際システムの外交の将来—4つのシナリオ

	4つの異なる考え (シナリオ)	主たる外交アクター	国際社会	理論
シナリオ 1	1. 新しい外交への 直線的移行 (新外交学派)	グローバル市民社会 (NGO、多国籍企業、 国際組織)	ポスト・ウェスト ファリア体制 (ポストモダンの 国際システム)	リベラリズム 相互依存論
シナリオ 2	2. 基本的に変化なし (伝統学派)	国家	基本的に変化なし	リアリズム ネオリアリズム
シナリオ 3	3. 併存論 (革新学派)	国家と非国家	シナリオ1と シナリオ2の併存	不明
シナリオ 4	4. サイクル論	シナリオ1と シナリオ2の循環	シナリオ1と シナリオ2の循環	循環理論

【出典】山本吉宣「市民外交—国際システムの変容の中で」大芝亮・国分良成・酒井哲哉・波多野澄雄・井上寿一編『日本の外交 第6巻 日本外交の再構築』岩波書店, 2013年, p220-225の記述に基づき筆者作成。

山本吉宣は先行研究の検討を通じて、今後の外交変容を捉える4つのシナリオを提示した(表4)。現在進行するCOVID-19によるパンデミックへの対応過程には、国家単位で国境を管理し、各国独自の基準に基づき感染症対策を行う現実、すなわちシナリオ2との近似性が観察される⁹³。やがてパンデミックは終息を迎えることが予想されるが、その再燃可能性を重視するならば、シナリオ1とシナリオ2が循環する「サイクル論(シナリオ4)」の説明能力が向上する。いずれにせよ、インバウンド政策の拡張を前提条件として設定するならば、つまり本稿の仮説は、シナリオ1の展開と高い親和性を認めるものである。

2. 今後の研究展開

結語として、今後の研究展開を簡潔に述べていくと、まずは、本稿3章において発見と整理に努めた論点群に対する個別検証を重ね、仮説の妥当性を更に高めていくことが求められる⁹⁴。それらを通じて得られた知見の蓄積過程は、現代日本外交の変容を官僚制と民主主義の相互作用から捉える視座、すなわち社会構築モデル⁹⁵との応答関係を結ぶものへと展開する⁹⁶。そして本研究はその先に、集積された知見を国際的なマルチレベルから捉えることを通

じて、グローバル・ガバナンス論との接続を構想することとなる⁹⁷。

注

- ¹ 外務省ホームページ「菅総理大臣のベトナム及びインドネシア訪問」2020年10月20日付 https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na1/page3_002890.html (アクセス日 2020年10月31日)。
閣僚による外国訪問は、2020年8月5日に茂木敏充外務大臣による英国訪問によって再開されていた。これは同年2月22日から23日までサウジアラビアで開催されたG20に参加した麻生太郎財務大臣(当時)以来、約半年ぶりとなる閣僚による外国訪問となった。
外務省ホームページ「茂木大臣による外国訪問」2020年8月7日付 https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/page25_001995.html (アクセス日 2020年10月31日)。
- ² パンデミック発生下での同行取材体制には大きな変化が見られ、記者を含めた同行者には厳重な検査や行動制限が課せられた。NHK ホームページ「NHK 政治マガジン 総理について海外へ こんなに検査を受けました」2020年10月28日付 <https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/47120.html> (アクセス日 2020年10月31日)。
- ³ 首相官邸ホームページ「地球儀を俯瞰する外交」
<https://www.kantei.go.jp/jp/feature/gaikou/index.html> (アクセス日 2020年10月31日)。
- ⁴ COVID-19に関する報道は2019年12月31日13時41分が第1報だったとされている。共同通信社ホームページ「コロナウイルスが最初ら報道されたのはいつ? 実はあの頃から報じられていた!」2020年2月26日付 https://www.kyodo.co.jp/mamegaku/2020-02-26_2564347/ (アクセス日 2020年10月31日)。
- ⁵ 毎日新聞(電子版)「武漢、77日ぶり封鎖解除 コロナ、心の傷癒えず正念場」2020年4月8日付 <https://mainichi.jp/articles/20200408/ddn/007/040/014000c?pid=14606>(アクセス日 2020年10月31日)。
- ⁶ 時事通信ホームページ「城山英己【地球コラム】国賓延期、「苦悩」共有した習・安倍両氏〜「そんな場合か」に危機感〜」2020年3月8日付 <https://www.jiji.com/jc/v4?id=20200304world0001> (アクセス日 2020年10月31日)。
- ⁷ 駐日中国大使館サイト「武漢は鉄鋼でつながる古い友人 大分市」2020年2月8日付 <http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1742352.htm> (アクセス日 2020年10月31日)。武漢在住の作家、方方の日記(2020年2月11日付)には、日本からの援助物資に添えられていた唐詩(青山一道同雲雨、明月何曾是兩郷)に感動したとの記述がある。方方『武漢日記 封鎖下60日の魂の記録』飯塚容・渡辺新一 訳, 河出書房新社, 2020年, 72頁参照。大分市と武漢市との姉妹都市提携状況については、毛受敏浩『姉妹都市の挑戦 国際交流は外交を超えるか』明石書店, 2018年, 94-95頁参照。
- ⁸ 大分合同新聞プレミアムオンライン Gate「大分市, 新型肺炎支援で存在感 SNSに称賛コメントや「いいね」続々」2020年2月5日付 <https://www.oita-press.co.jp/1010000000/2020/02/05/124613882> (アクセス日 2020年10月31日)、西日本新聞「武漢にマスク3万枚送る 大分市が友好都市支援 新型肺炎対策」(電子版)2020年1月28日付 <https://www.nishinippon.co.jp/item/n/579131/> (アクセス日 2020年10月31日)。支援の打診自体、以前より両市間における関係が構築されていなければ、それは難しいものであったことは言うまでもない。大分市は2006年以来武漢市に事務所を設置している。大分市ホームページ「大分市武漢事務所とは」<http://www.city.oita.oita.jp/o017/shisejoho/kokusaikoryu/1456043983519.html> (アクセス日 2020年10月31日)。
- ⁹ 外務省は、同月29日に出発した武漢在住日本人を迎える帰国チャーター便に援助物資としてマスクを積載したが、その数は約1万5000個と公表されている。外務省ホームページ「チャーター便の武漢到着: 支援物資の中国側への引き渡し」2020年1月29日付 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ha_er/page1_001001.html (アクセス日 2020年10月31日)。
- ¹⁰ 毎日新聞(電子版)「大分から水戸から「武漢加油!」中国へマスク送る支援活動広がる」2020年1月30日

日付 <https://mainichi.jp/articles/20200130/k00/00m/040/179000c>（アクセス日 2020 年 10 月 31 日）。

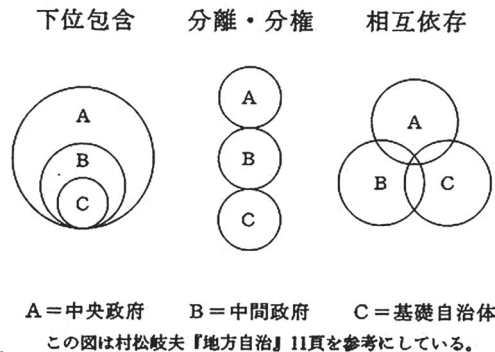
- ¹¹ 毎日新聞（電子版）「新型コロナ 友好都市・中国の武漢市、大分市にマスク 5 万枚 市長「大変感謝している」/大分」2020 年 4 月 25 日付地方版 <https://mainichi.jp/articles/20200425/dtl/k44/040/270000c>（アクセス日 2020 年 10 月 31 日）
- ¹² 日中の地方政府間における交流状況については、毛受、前掲書「第 3 章日本がリードした中国の国際化」参照。図 1 内において自治体外交は④と⑦のルートに該当する。
- ¹³ チャドウィック・アルジャー（吉田新一郎編訳）『地域からの国際化 国際関係論を超えて』日本評論社、1987 年、57 頁。
- ¹⁴ この研究状況は、図 1 に基づくと、政治家の外交活動を⑩の関係において考察したものとして捉えられるもので、これは後に言及する安倍政権の外交を「内交」と捉える論点にも通じるものである。脚注 75、76、79 参照。
- ¹⁵ 拙稿「戦後日本外交研究の〈パラダイム〉—「戦後日本外交のリサーチ・デザイン」補論—」『立命館法学』第 349 号、立命館大学法学会、2013 年、拙稿「現代日本外交への視座—外務省の自律性を考える—」『政策科学』27 巻 3 号、立命館大学政策科学会、2020 年、参照。かつて日本においても、1970 年代における革新自治体による自治体外交の活動を経た後、冷戦終結前後には、自治体外交を主題とする研究には隆盛が見られた。しかしながら、それ以後の研究状況は、社会状況の変化（冷戦終結後における首脳外交の活発化（メディア報道を通じて可視化されやすいため）や、自治体の財政状況悪化に伴う国際政策の縮小）を受けたためなのか、長らく停滞状況にあったと筆者は捉えている。これらの要因については別稿での検討課題としたい。冷戦終結前後における自治体外交に関する代表的な先行研究として、松下圭一編著『自治体の国際政策（シリーズ自治を創る 1）』学陽書房、1988 年、羽貝正美・大津浩編『自治体外交の挑戦 地域の自立化から国際交流圏の形成へ（渋谷武・多賀秀敏監修 環日本海叢書 2）』有信堂高文社、1994 年参照。他の先行研究については、後に言及する楠本利夫による先行研究状況の整理図（【巻末資料】）を参照。当時の政治家にも地方の国際化は論点として明確に認識されており、活発な議論がなされていた。平松守彦・横路孝弘『（往復書簡）東京ぬきでやろう』岩波書店、1994 年、52-63 頁、細川護熙・岩国哲人『鄙の論理』1991 年、光文社、207-214 頁参照。
- ブルネンドラ・ジェインは、日本における地方自治論の先行研究において、自治体外交に対する関心が全般的に低い状況にあると指摘し、その事例として村松岐夫による先行研究を挙げているが、近年発行された概説書（教科書）を参照しても、同項目が取り上げられているものは数少ない。この背景理由への考察は重要な研究主題であると筆者は捉えている。別稿での検討課題としたい。Jain, Purnendra (2005), *Japan's Subnational Governments in International Affairs*, p.173, Routledge（『日本の自治体外交—日本外交と中央地方関係へのインパクト』今村都南雄監訳、土屋耕平、中島智朗、西岡晋、田上純、小松志朗、浅野昌彦、寺迫剛 訳、敬文堂、2009 年）、同項目（自治体外交）を掲載している数少ない概説書として、新藤宗幸・阿部齊『概説 日本の地方自治 [第 2 版]』東京大学出版会、2011 年、213-224 参照。
- ¹⁶ 本稿構成は下図左側「C.S. パースによる科学的探求の論理」に準拠したもので、その各段階と本稿構成との対応関係を示すと、第一段階（アブダクション）「はじめに一仮説の提示—」、第二段階（演繹）「1. 理論構図の提示—先行研究の検討—」、第三段階（帰納）「2. 仮説の検証—日本のインバウンド政策研究を通じた検証—」「3. 論点群の発見と整理—インバウンド・自治体外交・官邸外交—」となる。仮説演繹法との相違点については、米盛裕二『アブダクション 仮説と発見の論理』勁草書房、2007 年、111-118 頁参照。

C.S. パースによる科学的探求の論理		仮説演繹法	
第一段階 アブダクション	(1) 「驚くべき事実 C」が観察される。 (2) しかも H が真であれば、C は当然の事柄であろう。 (3) よって、H が真であると考え べき理由がある。 → (「仮説 H」の創出)	第一段階	ある仮説や理論が与えられてあるものとする。
第二段階 演繹	その仮説からどんな実験的テストの可能な諸命題(予測)が必然的にあるいは高い確率で導かれるかを示す(演繹的立証)。	第二段階	その仮説より実験観察の可能な命題を演繹する。
第三段階 帰納	それらの命題を経験的事実と照合し、それらがどれだけ経験的事実と一致するかを確かめることによって、それらを派生させた当の仮説は受け入れられるか、あるいは修正が必要か、それとも破棄すべきかが決定される。	第三段階	その命題の実験観察によるテスト。その結果が満足なものであれば、さきの仮説は受容される。ただし、その結果が不満足なものであれば、さきの仮説は修正または破棄される。

【出典】：米盛裕二『アブダクション 仮説と発見の論理』勁草書房、2007年、105、112頁の記述を元に筆者作成。

- ¹⁷ 松下圭一『市民自治の憲法理論』岩波書店、1975年、174頁参照。
- ¹⁸ 松下圭一『政策型思考と政治』東京大学出版会、1991年、56頁参照。
- ¹⁹ 同上、54頁参照。
- ²⁰ 松下が提示する規範的視点は、各外交アクターが準拠する法体系を強調した三極緊張理論（自治体法、国法、国際法）の提唱に表出されている。松下、前掲書（1991年）、340頁参照。
- ²¹ 別の観点から捉えると、「非国家主体」という括りの中に自治体を埋没させてしまうと、日本の自治体外交に関する先行研究が軽視される懸念を生じさせる。
- ²² 大西楠・テア「グローバル化における地方自治体の役割」『社会科学研究』69巻、東京大学社会科学研究所、2018年。
- ²³ 曾我謙悟『日本の地方政府 1700自治体の実態と課題』中央公論新社、2019年、はじめに、プルネンドラ・ジェイン・水上徹男『グラスルーツの国際交流』ハーベスト社、1996年、はじめに、村松岐夫『地方自治』東京大学出版会、1988年、はしがき vii 参照。理論的観点より検討を行った関連論考として、水口憲人「分権改革と中央地方関係」『年報行政研究』第31巻、1996年参照。
- ²⁴ Nye, Joseph S. (2004) *Soft Power: The Means To Success In World Politics*. New York: Public Affairs, p.31 (『ソフト・パワー 21世紀国際政治を制する見えざる力』山岡洋一 訳、日本経済新聞社、2004年、62頁)。
- ²⁵ パブリック・ディプロマシーの定義は北野允による以下のものに本稿は準拠している。「自国の体的な利益と目的の達成に資するべく、自国のプレゼンスを高め、イメージを向上させ、自国についての理解を深めるよう、また、自国の重視する価値の普及を進めるよう、海外の個人及び組織と関係を構築し、対話を持ち、交流するなどの形で関わったり、多様なメディアを通じて情報を発信したりする活動」北野允「第1章 パブリック・ディプロマシーとは何か」金子将史・北野允『パブリック・ディプロマシー戦略 イメージを競う国家間ゲームにいかにか勝利するか』PHP 研究所、2014年、27頁参照。

- ²⁶ 盛山正仁『観光政策と観光立国推進基本法 第3版』ぎょうせい, 2012年, 38頁参照。
- ²⁷ 以下の経緯は盛山の記述に基づくものである。盛山, 前掲書, 第2章「観光政策の変遷」参照。
- ²⁸ 盛山は同法の要点について、1. 観光立国の実現に関する施策の基本理念及び国の責務等を明確化、2. 政府による観光立国推進基本計画の策定を位置づけ、3. 国の行う基本的施策を明確化、以上3点を挙げている。盛山, 前掲書, 92頁参照。
- ²⁹ ビザの条件は2011年から数次にわたり段階的に緩和されてきたが、インタビューを受けた菅官房長官(当時)は、反対する警察や法務省との調整を自ら率先して行ったことを述べ、首相就任時の記者会見においても、自身の官房長官時代の業績としてインバウンド政策に言及している。東洋経済オンライン「菅義偉「コロナ第二波、かなり準備はできている」官房長官が語る地方、縦割り行政、経済、五輪(聞き手 塩田潮)」<https://toyokeizai.net/articles/-/362005> (アクセス日 2020年10月31日)、首相官邸ホームページ「菅内閣総理大臣記者会見(令和2年9月16日)」https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/0916kaiken.html (アクセス日 2020年10月31日)。
- ³⁰ 矢ヶ崎紀子「訪日外国人旅行の意義・動向・課題」『国際交通安全学会誌』45巻, No.1, 国際交通安全学会, 2020年。
- ³¹ 中央-地方関係を検討した先行研究に依拠すれば、以下条文内にある用語(「役割分担」「自主的かつ主体的」「広域的な連携協力)には、相互依存モデル(以下図表)との親和性が捉えられる。水口, 前掲論文, 50頁、村松, 前掲書, 9-11, 180-183頁参照。



観光立国推進基本法 第4条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、観光立国の実現に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前項の施策を実施するに当たっては、その効果的な実施を図るため地方公共団体相互の広域的な連携協力を努めなければならない。

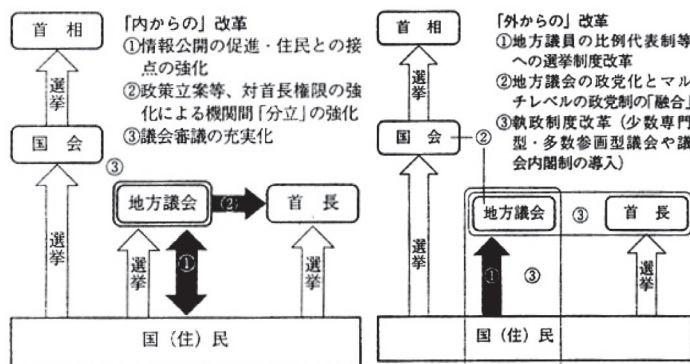
- ³² 宇都宮浄人「インバウンド観光の地域間格差と今後の課題—「宿泊旅行統計調査」の実証分析—」『運輸と経済』交通経済研究所, 2016年7月号参照。
- ³³ 亀山嘉大「東アジア地域からのインバウンドと地方公共団体の海外展開」『交通学研究』第60号, 日本交通学会, 2017年参照。
- ³⁴ 姉妹都市提携の過程について、長年その業務に携わっている毛受敏浩は「通常は自治体がリードして行うケースがほとんどだ」と述べている。毛受, 前掲書, 214頁参照。
- ³⁵ 佐藤智子『自治体の姉妹都市交流』明石書店, 2011年, 99頁参照。
- ³⁶ 高坂晶子『オーバーツーリズム: 観光に消費されないまちのつくり方』学芸出版社, 2020年, 138頁参照。

- ³⁷ 中井治郎『パンクする京都 オーバーツーリズムと戦う観光都市』星海社, 2019年, 92-102頁参照。
- ³⁸ 新聞報道によると、2019年6月に京都の観光産業を視察した菅官房長官(当時)は、オーバーツーリズムの対応について「一義的には自治体の問題だと思う。自治体で知恵を出す。政府として必要なことは支援することが大事」と述べ、まずは地元で対応すべきとの考え(自助)を示した。朝日新聞(電子版)「京都市内の「観光公害」、菅氏「自治体が知恵を出して」」2019年6月2日付 <https://digital.asahi.com/articles/ASM625SQ8M62ULFA00C.html> (アクセス日 2020年10月31日)。
- ³⁹ 高坂, 前掲書, 138頁参照。
- ⁴⁰ この中央と地方の政府関係については、政策内容の違いがその帰趨を左右することは言うまでもないが、COVID-19への対応時に観察された両者の対立や主従関係に対して、法的観点からその論点を問うことは、オーバーツーリズム対策に対しても有用な示唆をもたらすものとして捉えられる。片山善博は、安倍首相(当時)が全国の学校に対して行った一斉休校要請には法的根拠がなかったことを指摘し、それに追従した知事に対して責任回避の思考を看取している。片山善博『知事の真贋』文藝春秋, 2020年, 34頁参照。COVID-19対応時の安倍政権側と知事との間に起きた具体的対立項目については、竹中治堅『コロナ危機の政治 安倍政権 vs 知事』中央公論新社, 285-300頁参照。
- ⁴¹ 政治アクターとしての地方政府の存在意義は、COVID-19への対応過程を通じて更に高まったと捉えられる。関連する論点を示すものとして、脚注38, 40参照。
- ⁴² ジェインは、自治体が実施する国際交流プログラムのうち、最も代表的な2つの類型として、(1) 語学指導等を行う外国人等招致(JET)プログラム、(2) 姉妹都市関係を考察し、それらを中央—政府関係から捉えると、前者は「対等協力アプローチ(arms-length approach)」、後者は「無干渉アプローチ(hands-off approach)」として類型化され、「ここで描き出された見取り図では、こうしたプログラムを遂行する際の政府レベル間において、いずれの側にも利益があるという両立可能性がきわめて重要となるのである」と指摘している。この分類に基づくと、インバウンド政策は前者との親和性が認められ、オーバーツーリズムという事態は、ジェインが指摘する両立可能性を減じるものとして捉えられる。Jain, op.cit., pp.64-65.
- ⁴³ 脚注16内図表において示したとおり、本章は第三段階(帰納)として位置づけられるもので、それゆえに論点群の発見と整理に主眼があることを強調するものである。
- ⁴⁴ 楠本利夫『自治体国際政策論—自治体国際事務の理論と実践』公人の友社, 2012年, 23頁。楠本の神戸市役所における国際事務経験は33年間に及ぶもので、その執務経験は、同書内において具体的に紹介されている。
- ⁴⁵ 楠本は自治体の国際政策を以下のように捉えている。「いうまでもなく、自治体の存立目的は、住民福祉の増進(地方自治法第1条の2)であり、自治体が行う施策はそのための手段にすぎない。自治体の国際政策も他の施策と同様に、住民福祉を増進させるための手段なのである。」楠本, 前掲書, 3-4頁参照。
- ⁴⁶ 楠本, 前掲書, 44-45頁参照。
- ⁴⁷ 【巻末資料】は楠本, 前掲書, 18-22頁の記述を元に筆者がリスト化したものである。
- ⁴⁸ 楠本, 前掲書, 91頁参照。
- ⁴⁹ 同上, 94頁参照。
- ⁵⁰ 本章がこれら3主題を考察する順序には、冒頭で参照を行ったチャドウィック・アルジャーの概念図(図1)のように、個人から考察対象となる外交アクターを捉える視点において、徐々にその距離感覚が増していくイメージを想定している。
- ⁵¹ 観光庁は観光地域づくり法人(DMO)について「地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人」と定義している。DMOは、Destination

Management/Marketing Organization の略語である。観光庁ホームページ「観光地域づくり法人 (DMO) の形成・確立 https://www.mlit.go.jp/kankochu/page04_000048.html (アクセス日 2020 年 10 月 31 日)。DMO の具体的な活動状況については、佐滝剛弘『観光公害 インバウンド 4000 万人時代の副作用』祥伝社, 2019 年, 246-253 頁参照。

- ⁵² 現状においても、行政側の A 事務への対応力には問題が指摘されている。鳥井一平『国家と移民 外国人労働者と日本の未来』集英社, 2020 年, 192-196 頁参照。
- ⁵³ 日本政府の「成長戦略会議」のメンバーである D. アトキンソンは、日本の観光政策を論じた著書において、「短期移民」という概念を使用し、インバウンド政策の経済的効用を論じている。同書の主張は新自由主義との親和性が高いものとして捉えられるが、「短期移民」という用語には、現在特に欧米諸国において大きな社会問題となっている移民概念（人権概念）を軽視している印象を受ける。デービッド・アトキンソン『新・観光立国論 イギリス人アナリストが提言する 21 世紀の「所得倍増計画」』東洋経済新報社, 2015 年, 9-10 頁参照。
- ⁵⁴ 国際政策に対する自治体間の能力格差については、松下圭一が冷戦終結前の 1988 年において既に指摘を行っている。松下, 前掲書 (1988) 参照。
- ⁵⁵ 楠本, 前掲書, 46-47 頁参照。
- ⁵⁶ 柏崎千佳子「第 5 章 在住外国人の増加と自治体の対応「国際化」を超えて」古川俊一・毛受敏浩編『自治体変革の現実と政策』中央法規, 2002 年, 167-170 頁参照。同じく国際化政策の限界を論じた先行研究として、山下永子「Ⅱ章 地方における国際化政策の課題」「Ⅲ章 国際化政策から国際政策へ」『地方の国際政策 連携・ネットワーク戦略の展開』成文堂, 2008 年参照。山下が研究対象としているのは地域間国際ネットワークの形成である。
- ⁵⁷ この柏崎の指摘は、先述したアトキンソンが提唱する「短期移民」の発想にも通じるものである。脚注 53 参照。
- ⁵⁸ 岩田賢「インバウンド誘客が安全保障に与える意義の考察～「観光は平和へのパスポート」がもたらす多面的機能～」『日本国際観光学会論文集』第 22 号, 日本国際観光学会, 2015 年参照。
- ⁵⁹ 岩田賢「訪日経験が及ぼす対日感情への影響に関する一考察～訪日中国人旅行者を事例とした単純接触効果の検証～」『日本国際観光学会論文集』第 27 号, 日本国際観光学会, 2020 年参照。
- ⁶⁰ 藻谷浩介・山田桂一郎『観光立国の正体』新潮社, 2016 年, 125 頁参照。
- ⁶¹ 同上, 77 頁参照。この山田による指摘は、先述した高坂晶子による考察と通底している。脚注 36 参照。
- ⁶² Jain, op.cit., pp.53-54.
- ⁶³ 伊藤正次は他機関連携を研究する視点について「場 (field)」「人 (officer)」「制度 (institution)」の 3 点を挙げており、この研究視点は、楠本が提示する論点の解明にも有効であると筆者は捉えている。今後の研究課題としたい。伊藤正次編『多機関連携の行政学 事例研究によるアプローチ』有斐閣, 2019 年, 8 頁参照。地方政府間における連携の重要性については、今から約 37 年前 (1983 年)、田中直毅によって以下のように指摘されている。「自治体が外交の主体として登場するためには、こうした自治体相互の関係を調整するだけの見識と心がまえを必要とする。こうした練磨を欠けば、分権、自治、参加のシステムはつけ入れられるスキを大きくみせることになるのだ。」田中直毅「国際化時代の自治体外交」長洲一二・坂本義和編著『自治体の国際交流 ひらかれた地方をめざして』学陽書房, 1983 年, 239 頁参照。
- ⁶⁴ 長期的視点にたてば、それらへの積極的な取り組みは、定住外国人のみならず、ひいては、外国人訪問客へのホスピタリティ改善にも通じるものとなる。リピーターの確保がカギと言われるインバウンド政策の展開において、それらへの軽視は大きな懸念材料となる。この問題は、先述した D. アトキンソンによる「短期移民」概念に対する懸念と通底している。脚注 53 参照。

⁶⁵ 辻陽は地方議会に対する改革論として、2つの改革論（「内からの」改革論・「外からの」改革論）を検討しているが（下図参照）、本章の論点（表3内「必須事務A」の充実を図る観点）はどちらの改革論が有効となるのか、この点が問われる。辻陽『日本の地方議会 都市のジレンマ、消滅危機の町村』2019年、228-231頁参照（下図は同記述箇所からの転載）。



更に踏み込めば、今夏（2020年）公開の、富山市議会において発覚した、議員による度重なる不正事案発覚過程を追ったドキュメント映画『はりぼて』は、いずれの改革論を志向するにせよ、その実現過程においては、メディア（特に地元のメディア局）による継続した調査報道に重要な役割が課せられていることを認識させる。映画『はりぼて』（公式ホームページ）<https://haribote.ayapro.ne.jp>（アクセス日 2020年10月31日）、チューリップテレビ取材班『富山市議はなぜ14人も辞めたのか 政務活動費の闇を追う』岩波書店、2017年参照。近年における地方紙の調査報道が重要な役割を果たした事例として、秋田魁新報取材班『イージス・アショアを追う』秋田魁新報社、2019年、地方紙の現状を追ったルポタージュ連載として、松本創「地方メディアの逆襲」Webちくま連載<http://www.webchikuma.jp/articles/-/2173>（アクセス日 2020年10月31日）参照。片山善博はCOVID-19対応時における地方議会の形骸化を観察している。片山、前掲書、「第6章 ポストコロナ時代の首長と議会」参照。片山が鳥取県知事時代に行った自治体外交におけるリーダーシップ（県議会対応）は、同時期の鳥根県との対比において高く評価されている。永井義人『国家間対立に直面する地方自治体の国際政策 山陰地方における地方間国際交流を事例として』国際書院、2014年、173-175頁参照。

⁶⁶ 大津浩「自治体の国際活動と外交権」『公法研究』55号、有斐閣、1993年、同「自治体の補完外交と対抗外交」『都市問題』東京市政調査会、2005年8月号参照。

⁶⁷ 富野暉一郎は「新たな世界構造に対応する自治体外交の法的概念が確立され、自治体外交における政府と地域社会の各機関とのパートナーシップが容易になるようにするべきだろう」と述べ、現行憲法には明示されていない自治体外交を、国家安全保障の重要な要素として承認する法的論理構築と制度化を提言している。富野暉一郎「国の安全保障と自治体外交」『市政研究』185号、2014年、28頁、関連論考として、大西、前掲論文（脚注22）参照。

⁶⁸ 柏崎、前掲論文、155頁参照。

⁶⁹ 鳥井、前掲書、38-45頁参照。日本における技能実習生制度や入国管理局収容施設における実態、すなわち日本社会における外国人に対する低い人権意識については、各国からその水準を厳しく問われている現状がある。これらへの状況改善なくして、日本は今後諸外国より、継続的に魅力的なソフト・パワー

を備えた国家として認識されていくのか、この論点を示すところは明白となろう。澤田晃宏『ルポ 技能実習生』筑摩書房、2020年、永吉希久子『移民と日本社会 データで読み解く実態と将来像』中央公論新社、2020年、平野雄吾『ルポ 入管一絶望の外国人収容施設』筑摩書房、2020年参照。

⁷⁰ 富野，前掲論文，25頁、ならびに脚注62（ジェインによる同内容言及箇所）参照。

⁷¹ 地方自治法第一条の二

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない（下線強調は筆者によるもの）。

⁷² 2020年9月16日、憲政史上最長となる2822日間をもって安倍政権は退陣した。

⁷³ 森功『官邸官僚 安倍一強を支えた側近政治の罪』文藝春秋、2019年、198-220頁参照。

⁷⁴ 田中均・姜尚中「(対談) 外交から世界戦略なき「内交」を排せ 拉致問題と日韓対立に通底するもの」『中央公論』中央公論新社、2020年9月号参照。

⁷⁵ 同上，152頁参照。

⁷⁶ 同上，154頁参照。

⁷⁷ 同上，155頁参照。

⁷⁸ 筆者はこの「内交」について、競争的権威主義における論点と重複する点が多いと捉えている。別稿での検討課題としたい。関連論点を示すものとして、フォーリン・アフェアーズ・リポート「ドナルド・トランプと競争的権威主義—抑制と均衡の形骸化は何をもたらすか」<https://www.foreignaffairsj.co.jp/focalpoints/2019-2-18-mon/>（アクセス日 2020年10月31日）。

⁷⁹ 対中外交においても、この「内交」の構図は該当するものとなり、メディア報道はこれを支える機能を果たしていると筆者は捉えている。以下書籍（読売新聞政治部『安倍官邸 vs 習近平 激化する日中外交戦争』2015年）は、安倍政権下の対中外交について、中央政府間（図4内Aの関係）における安全保障政策の展開を中心に論じたもので、その執筆意図は、安倍政権の「重層的な対中姿勢」（軍事面と経済面の両展開）を論じることにあると述べられている。当然ながら、主要な外交アクターを安倍政権に限定した視点で描かれる同書には、両国間において展開されている自治体外交（外交アクターの多元化や重層化）への言及はない。これを別の観点から捉えるならば、なぜ同書やメディアの外交報道は、安倍政権下における「最大の功績」として、対中インバウンド政策の成功や活発な自治体外交の展開を、華々しい官邸外交と同程度の記述量・報道量で行わないのか（出来ないのか）、この論点が浮上することとなる。読売新聞政治部『安倍官邸 vs 習近平 激化する日中外交戦争』新潮社、2015年、281頁参照。近年の新聞報道における対中外交の報道姿勢を検証したものとして、徳山喜雄『安倍政権と新聞 「二極化する報道」の危機』集英社、2014年、245-247頁参照。

⁸⁰ この論点は、詰まるところ、地方議会の改革論、現行選挙制度に関する問題群（例えば小選挙区制下での党公認等）との接続が生じてくる。脚注65参照。

⁸¹ この論点は、これまでも幾度となく繰り返されてきた「政治とマスメディア」の関係を問う古典的論点であり、既に多くの先行研究が行われているが、長期化した安倍政権下において、戦略的にメディアを用いた選挙対策（政権支持率の管理志向）、更にCOVID-19の発生は、日本の記者クラブ制度の弊害（同

制度による権力監視の問題)を再認識させたと筆者は捉えている。安倍政権下における記者会見方式には、パンデミック発生以前より、その制度化(記者側から事前に質問事項を提出する等)と形骸化が指摘されていた。関連論考として、高田昌幸「昔の内閣記者会は今よりはるかにマシだった～官邸権力との暗闘史(2020年10月18日付)」『論座』朝日新聞社、<https://webronza.asahi.com/national/articles/2020101700003.html>(アクセス日 2020年10月31日)、牧原出「長期政権下で見た報道の課題—安倍政権のメディア戦略とその破綻」『新聞研究』日本新聞協会、2020年12月号参照。近年の傾向において興味深いのは、取材現場の最前線にいる「現役記者」からもその状況への批判が率直に示され始めていることである。一例を挙げると、以下2冊の書籍は「現役」の朝日新聞政治部記者である南彰によるものである。南彰『報道事変 なぜこの国では自由に質問できなくなったか』朝日新聞出版、2019年、同『政治部不信 権力とメディアの関係を問直す』朝日新聞出版、2020年参照。小口日出彦は、自民党が民主党から政権を奪還していく過程において、どのようなメディア戦略を行ったのか、その現場にいた当事者としての回顧を記している。小口日出彦『情報参謀』講談社、2016年参照。これまでの先行研究状況を俯瞰する概説書として、谷口将紀『政治とマスメディア シリーズ日本の政治10』東京大学出版会、2015年参照。

⁸² Nye, Joseph S. (2011), *The Future of Power*, Public Affairs (『スマート・パワー 21世紀を支配する新しい力』山岡洋一・藤島京子 訳, 日本経済新聞社, 2011年)。

⁸³ この論点に関連する論考として、藤原帰一「外交は世論に従うべきか 民主主義の成熟と対外政策」『論座』朝日新聞社、2008年参照。

⁸⁴ 人的体制とは専門的知識(現場知)が共有された体制と同義であり、この実態への解明が論点となる。拙稿(2020)、165-169頁参照。関連論考として、真淵勝「公共政策における専門的知識—キャリア官僚を中心に—」『政策科学』立命館大学政策科学会、2020年、27巻4号参照。

⁸⁵ 島本実は、自身が提示した「自然体系モデル」の特徴について、「組織は機械ではなく生物であり、それは自らの生存や成長を目指すものとされる」点を捉えるものとする。島本実『計画の創発』有斐閣、2014年、202-204頁参照。この組織をとらえる観点については、牧原出が参照しているN・ルーマンによる行政改革の特性を捉える理論的観点(「行政改革は行政の自己改革能力の改革」とも高い親和性があると筆者は捉えている。牧原出『崩れる政治を立て直す 21世紀の日本行政改革論』講談社、2018年、16頁参照。

⁸⁶ ここで用いた外交観とは機関哲学と同義のものとして筆者は使用している。この機関哲学の定義は真淵勝による「ある行政機関の安定的・持続的政策目標とそれに特徴的な行動様式のセット」に準拠したものである。真淵勝「大蔵省主税局の機関哲学」『レヴァイアサン』木鐸社、1989年、41-58頁参照。同定義に基づくと、本稿が用いているSOPは「特徴的な行動様式」と換言できる。

⁸⁷ 近年における外務省事務次官のキャリアパスについて、事務次官へ就任する15年前の期間を対象として、その経歴を観察すると、国内での勤務期間が長くなっている傾向を確認できる。この変化を政官関係や現代外交の変容と関連のある現象として捉えるならば、「内留型外交官」としてその特徴を把握することが出来るのかもしれない。詳細は別稿での検討課題とするが、秋葉剛男外務事務次官(現職)の同職退任後の去就に注目したい。秋葉氏のキャリアパスについては、拙稿(2020)168頁参照。官僚のキャリアパスに定型を捉えた先行研究として、牧原出『内閣政治と「大蔵省支配」—政治主導の条件』中央公論新社、2003年参照。

⁸⁸ 城山英明・坪内淳「第10章 外務省の政策形成過程」『中央省庁の政策形成過程』城山英明・鈴木寛・細野助博編、中央大学出版部、1999年。

⁸⁹ 読売新聞政治部、前掲書、脚注79参照。

- ⁹⁰ 自治体国際化協会 北京事務所「CLAIR REPORT NO.486 日中の友好都市交流の現状と課題（2019年9月18日付）」17-21頁参照。<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/486.pdf>（アクセス日 2020年10月31日）。
- ⁹¹ この見解は、外務省の組織特徴がリダンダンシーを抱えた有機的組織から、より公式化の程度を高めた機械的組織へ移行したと捉えるものであり、この妥当性はコンティンジェンシー理論からの検討課題となる。加えて、拙稿（2020）はあくまでも幹部のキャリアパスに焦点を当てたものであり、資源配分関係論から捉え直すと、残されている研究課題（予算や定員等の考察）が多い。近年外務省は定員を拡大させており、その背景理由や実態の把握は、他省庁間比較を行う上で重要な研究主題となる。別稿での課題としたい。関連論考として、若林悠「地震火山部創設後の気象庁—業務間の資源配分に関する考察—」『大東法学』第30巻1号、2020年参照。若林は同論考内（205頁）において、気象庁長官が今後同庁の目指していくキーワードとして「防災」と「情報」機能を挙げたことに言及しているが、先般観光庁が発表したインバウンド政策に伴う防災アプリの多言語化対応は、その気象庁の「情報」機能強化が多機関連携（気象庁・内閣府・観光庁）の元に行われた施策として捉えることが出来る。他機関連携については脚注63参照。観光庁ホームページ「災害時情報提供アプリ「Safety tips」の対応言語を11か国語に拡大」https://www.mlit.go.jp/kankochu/news08_000290.html（アクセス日 2020年10月31日）、気象庁ホームページ「防災気象情報を14か国語で提供開始します～気象庁における多言語化に係る取組～」https://www.jma.go.jp/jma/press/2004/16a/20200416_14languages.html（アクセス日 2020年10月31日）、同「緊急地震速報の多言語化について」<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/study-panel/eew-hyoka/06/shiryou4.pdf>（アクセス日 2020年10月31日）参照。
- ⁹² この妥当性の確認について補足をする、「仮説からどんな実験的テストの可能な諸命題（予測）が必然的にあるいは高い確率で導かれるか」という観点から本章（第3章）は考察が進められたのであり、数多くの諸命題（予測）が導かれたという点において、仮説の確認をより高めることが出来たと本稿は捉えるものである。脚注16参照。
- ⁹³ 詫摩佳代は、国家単位での対処事例における成功体験を基礎として、そこから国家間協力を構想する発想、特に感染症には、相互利益（互酬性）の観点からその可能性が見込まれると考察している。詫摩佳代『人類と病 国際政治から見る感染症と健康格差』中央公論新社、2020年、146頁。
- ⁹⁴ この研究展開論理については、脚注16参照。再度強調すると、3章（論点群の発見と整理—インバウンド・自治体外交・官邸外交）は仮説（演繹）に対する帰納（自己規制的（self-regulating）、自己修正的（self-corrective）な過程）の意義が付与されている。米盛、前掲書、124-128頁参照。詳細は別稿での検討課題となるが、パースはこの帰納における思考過程に習慣を捉えており、ここから民主主義論が構想されることとなる。宇野重規『民主主義のつくり方』筑摩書房、2013年、138-152頁参照。
- ⁹⁵ 拙稿（2020）、169-173頁参照。
- ⁹⁶ この見解は、山本が述べているマルチ・ステークホルダー外交（multi-stakeholder diplomacy, MSD）、マルチ・コンスティテュアンシー・プロセス（multiple-constituency process, MCP）と共鳴し合うものとなる。山本、前掲論文、220頁参照。図4内A, D, E, Fは、今後の知見蓄積とともに、それらの複線化が想定される。
- ⁹⁷ Pierre, Jon (2013), *Globalization and Governance*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing. Tavares, Rodrigo (2016), *Paradiplomacy Cities and States as Global Players*: Oxford University Press.

参考文献

- 秋田魁新報取材班 (2019) 『イージス・アショアを追う』 秋田魁新報社。
- 伊藤正次編 (2019) 『多機関連携の行政学 事例研究によるアプローチ』 有斐閣。
- 稲場豊實 (1978) 『記者クラブを斬る マスコミ最前線の諸悪を衝く』 日新報道出版部。
- 井上寿一・波多野澄雄・酒井哲哉・国分良成・大芝亮 (2013) 『日本の外交 第6巻 日本外交の再構築』 岩波書店。
- 岩田賢 (2015) 「インバウンド誘客が安全保障に与える意義の考察～「観光は平和へのパスポート」がもたらす多面的機能～」『日本観光学会論文集』第22号, 日本観光学会, 123-129頁。
- 岩田賢 (2020) 「訪日経験が及ぼす対日感情への影響に関する一考察～訪日中国人旅行者を事例とした単純接触効果の検証～」『日本国際観光学会論文集』第27号, 日本観光学会, 83-93頁。
- 宇都宮浄人 (2016) 「インバウンド観光の地域間格差と今後の課題—「宿泊旅行統計調査」の実証分析—」『運輸と経済』交通経済研究所, 128-136頁。
- 宇野重規 (2013) 『民主主義のつくり方』 筑摩書房。
- 大津浩 (1993) 「自治体の国際活動と外交権」『公法研究』55号, 有斐閣, 77-94頁。
- 大津浩 (2005) 「自治体の補完外交と対抗外交」『都市問題』8月号, 東京市政調査会, 4-8頁。
- 大西楠・テア (2018) 「グローバル化における地方自治体の役割」『社会科学研究』69巻, 東京大学社会科学研究所, 29-38頁。
- 柏崎千佳子 (2002) 「在住外国人の増加と自治体の対応 「国際化」を超えて」古川俊一・毛受敏浩編『自治体変革の現実と政策』中央法規出版, 142-172頁。
- 片山善博 (2020) 『知事の真贋』 文藝春秋。
- 亀山嘉大 (2017) 「東アジア地域からのインバウンドと地方公共団体の海外展開」『交通学研究』日本交通学会, 55-62頁。
- 北野允・金子将史 (2014) 『パブリック・ディプロマシー戦略』 PHP 研究所。
- 楠本利夫 (2012) 『自治体国際政策論 自治体国際事務の理論と実践』 公人の友社。
- 高坂晶子 (2020) 『オーバーツーリズム 観光に消費されないまちのつくり方』 学芸出版社。
- 小口日出彦 (2016) 『情報参謀』 講談社。
- 佐滝剛弘 (2019) 『観光公害—インバウンド4000万人時代の副作用』 祥伝社。
- 佐藤智子 (2011) 『自治体の姉妹都市交流』 明石書店。
- 澤田晃宏 (2020) 『ルポ 技能実習生』 筑摩書房。
- 島本実 (2014) 『計画の創発 サンシャイン計画と太陽光発電』 有斐閣。
- 城山英明・坪内淳 (1999) 「外務省の政策形成過程」 城山英明・鈴木寛・細野助博編『中央省庁の政策形成過程』 中央大学出版部, 253-271頁。
- 新藤宗幸・阿部斉 (2011) 『概説 日本の地方自治 [第2版]』 東京大学出版会。
- 曾我謙悟 (2019) 『日本の地方政府 1700自治体の実態と課題』 中央公論新社。
- 高田昌幸 (2020) 「昔の内閣記者会は今よりはるかにマシだった～官邸権力との暗闘史」朝日新聞社『論座』
<https://webronza.asahi.com/national/articles/2020101700003.html> (アクセス日 2020年10月31日)。
- 竹中治堅 (2020) 『コロナ危機の政治 安倍政権 vs. 知事』 中央公論新社。
- 竹本信介 (2013) 「戦後日本外交研究の〈パラダイム〉—「戦後日本外交のリサーチ・デザイン」補論—」『立命館法学』第349号, 立命館大学法学会, 357-429頁。
- 竹本信介 (2020) 「現代日本外交への視座—外務省の自律性を考える—」『政策科学』27巻3号, 立命館大学政策科学会, 159-183頁。

- 託摩佳代（2020）『人類と病 国際政治から見る感染症と健康格差』中央公論新社。
- 田中直毅（1983）『国際化時代の自治体外交』長洲一二・坂本義和編著『自治体の国際交流 ひらかれた地方をめざして』学陽書房, 227-239 頁。
- 田中均・姜尚中（2020）「(対談) 外交から世界戦略なき「内交」を排せ 拉致問題と日韓対立に通底するもの」『中央公論』9月号, 中央公論新社, 150-157 頁。
- 谷口将紀（2015）『シリーズ日本の政治・10 政治とマスメディア』東京大学出版会。
- チューリップテレビ取材班（2017）『富山市議はなぜ14人も辞めたのか 政務活動費の闇を追う』岩波書店。
- チャドウィック・F・アルジャー（1987）『地域からの国際化 国家関係論を超えて』（吉田新一郎編訳）日本評論社。
- 辻陽（2019）『日本の地方議会 議会のジレンマ、消滅危機の町村』中央公論新社。
- デービッド・アトキンソン（2015）『新・観光立国論 イギリス人アナリストが提言する21世紀の「所得倍増計画」』東洋経済新報社。
- 徳山喜雄（2014）『安倍官邸と新聞 「二極化する報道」の危機』集英社。
- 富野暉一郎（2014）「国の安全保障と自治体外交」『市制研究』185号, 大阪市政調査会, 22-31 頁。
- 鳥井一平（2020）『国家と移民 外国人労働者と日本の未来』集英社。
- 中井治郎（2019）『パンクする京都 オーバーツーリズムと戦う観光都市』星海社。
- 永井義人（2014）『国家間対立に直面する地方自治体の国際政策 山陰地方における地方間国際交流を事例として』国際書院。
- 永吉希久子（2020）『移民と日本社会 データで読み解く実態と将来像』中央公論新社。
- 羽貝正美・大津浩編（1994）『自治体外交の挑戦（渋谷武・多賀秀敏監修 環日本海叢書2）』有信堂高文社。
- 平野雄吾（2020）『ルポ 入管一絶望の外国人収容施設』筑摩書房。
- 平松守彦・横路孝弘（1994）『〈往復書簡〉東京ぬきでやろう』岩波書店。
- プルネンドラ・ジェイン、水上徹男（1996）『グラスツールの国際交流』ハーベスト社。
- 細川護熙・岩國哲人（1991）『鄙の論理』光文社。
- 方方（2020）『武漢日記 封鎖下60日の魂の記録』（飯塚容・渡辺新一訳）河出書房新社。
- 牧原出（2003）『内閣政治と「大蔵省支配」』中央公論新社。
- 牧原出（2018）『崩れる政治を立て直す 21世紀の日本行政改革論』講談社。
- 牧原出（2020）「長期政権下で見えた報道の課題—安倍政権のメディア戦略とその破綻」『新聞研究』12月号, 8-11 頁。
- 松下圭一（1975）『市民自治の憲法理論』岩波書店。
- 松下圭一編著（1988）『自治体の国際政策 シリーズ自治を創る1』学陽書房。
- 松下圭一（1991）『政策型思考と政治』東京大学出版会。
- 真淵勝（1989）「大蔵省主税局の機関哲学」『レヴァイアサン』木鐸社, 41-58 頁。
- 真淵勝（2020）「公共政策における専門的知識—キャリア官僚を中心に」『政策科学』27巻4号, 立命館大学政策科学会, 321-342 頁。
- 水口憲人（1996）「分権改革と中央地方関係」『年報行政研究31』ぎょうせい, 35-54 頁。
- 南彰（2019）『報道事変 なぜこの国では自由に質問できなくなったか』朝日新聞出版。
- 南彰（2020）『政治部不信 権力とメディアの関係を問い直す』朝日新聞出版。
- 村松岐夫（1988）『地方自治』東京大学出版会。
- 毛受敏浩（2018）『姉妹都市の挑戦 国際交流は外交を超えるか』明石書店。
- 藻谷浩介・山田桂一郎（2016）『観光立国の正体』新潮社。

- 森功 (2019) 『官邸官僚 安倍一強を支えた側近政治の罪』 文藝春秋。
- 盛山正仁 (2012) 『観光政策と観光立国推進基本法 第3版』 ぎょうせい。
- 矢ヶ崎紀子 (2017) 『インバウンド観光入門 世界が訪れたいくなる日本をつくるための政策・ビジネス・地域の取組み』 晃洋書房。
- 矢ヶ崎紀子 (2020) 「訪日外国人旅行の意義・動向・課題」『国際交通安全学会誌』 45 巻, No.1, 国際交通安全学会, 6-17 頁。
- 矢ヶ崎紀子 (2020) 「国と自治体のインバウンド・ツーリズム政策の課題」『月刊自治研』 vol.62 (no.729), 22-30 頁。
- 山下永子 (2008) 『地方の国際政策 連携・ネットワーク戦略の展開』 成文堂。
- 米盛裕二 (2007) 『アダクション 仮説と発見の論理』 勁草書房。
- 読売新聞政治部 (2015) 『安倍官邸 vs. 習近平 激化する日中外交戦争』 新潮社。
- 若林悠 (2020) 「地震火山部創設後の気象庁一業務間の資源配分に関する考察一」『大東法学』 第 30 巻第 1 号, 179-207 頁。
- Jain, Purnendra (2005) *Japan's Subnational Governments in international Affairs*. London and New York: Routledge (『日本の自治体外交—日本外交と中央地方関係へのインパクト』 今村都南雄監訳, 土屋耕平, 中島智朗, 西岡晋, 田上純, 小松志朗, 浅野昌彦, 寺迫剛 訳, 敬文堂, 2009 年)。
- Nye, Joseph S. (2004) *Soft Power: The Means To Success In World Politics*. New York: Public Affairs. (『ソフト・パワー 21 世紀国際政治を制する見えざる力』 山岡洋一 訳, 日本経済新聞社, 2004 年)。
- Nye, Joseph S. (2011) *The future of power*. New York: Public Affairs. (『スマート・パワー 21 世紀を支配する新しい力』 山岡洋一・藤島京子 訳, 日本経済新聞社, 2011 年)。
- Pierre, Jon (2013) *Globalization and Governance*. Cheltenham: Edward Elgar Publishing.
- Tavares, Rodrigo (2016), *Paradiplomacy Cities and States as Global Players* : Oxford University Press.

巻末資料「楠本利夫による4分類に基づく先行研究整理」

※以下は、楠本利夫による4区分に関する説明箇所（楠本利夫『自治体国際政策論 自治体国際事務の理論と実践』公人の友社、2012年、6頁）からの引用と、同区分に基づき楠本が整理を行った先行研究を、竹本がリスト化したもの（出版年の誤植は竹本が修正）である。楠本は「先行研究の中でほとんど見受けられないのが「国際経済施策」である」（楠本、前掲書、18頁）と述べているが、この点、本稿のインバウンド政策に対する考察は、同領域ならびにそれと4領域との関係を捉える知見に貢献するものと捉えられる。なお書籍名の掲載順は出版年数順に竹本が再配列を行った。各カテゴリー名の下にある数字は出版年を10年単位で集計したものである。

筆者は、自治体の国際事務を、①国際交流・対外交際、②多文化共生、③国際経済施策、④地域国際協力に分類している。この分類は、2010年に拙論で初めて提唱した分類であり、従来、自治体が行っていた国際事務の分類とは基本的に異なっていることは、第2章で明らかにする。このように分類することによって、国際事務を目的別に整理することができる。筆者の提唱以来、この分類が定着しつつある。

	著者名・出版年・書籍名・出版社
①. 国際交流全般 (11)	1. 長洲一二・坂本義和（1983）『自治体の国際交流～ひらかれた地方をめざして～』学陽書房。
1980' 4	2. 阿部孝夫（1987）『国際化と地域活性化～その視点と進め方～』ぎょうせい。
1990' 3	3. 松下圭一（1988）『自治体の国際政策』学陽書房。
2000～ 4	4. 石井米雄・中尾宏他（1989）『市民の目からみた国際化』明石書店。
	5. チャドウィック・F・アルジャー（1992）『地域からの国際化～国家関係論を超えて～』日本評論社。
	6. 羽貝正美・大津浩編（1994）『自治体外交の挑戦～地域の自立から国際交流圏の形成へ～』有信堂高文社。
	7. 白井久和編（1997）『民際外交の研究』三嶺書房。
	8. 芹田健太郎（2001）『21世紀の国際化論』兵庫ジャーナル。
	9. 毛受敏浩他編（2003）『草の根の国際交流と国際協力』明石書店。
	10. 榎田勝利編著（2004）『国際交流の組織運営とネットワーク』明石書店。
	11. 佐藤徹（2009）『自治体行政と政策の優先順位付け』大阪大学出版会。

<p>②. 多文化共生 (29)</p> <p>1990' <u>7</u></p> <p>2000' <u>13</u></p> <p>2010' <u>9</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 江橋崇編著 (1993)『外国人は住民です』学陽書房。 2. 駒井洋編 (1995)『定住化する外国人』明石書店。 3. 公職研 (1995)『自治体と定住外国人～ともに考える開かれた地域社会の構築を目指して～ (『地方自治職員研修』臨時増刊号)』公職研。 4. 駒井洋監修 (1996)『自治体政策の展開と NGO』明石書店。 5. 渡戸一郎 (1996)『自治体政策の展開と NGO』明石書店。 6. 広田康生 (1997)『多文化主義と多文化教育』明石書店。 7. 駒井洋・渡戸一郎編 (1997)『自治体の外国人政策』明石書店。 8. 長尾一紘 (2000)『外国人の参政権』世界思想社。 9. 宮島喬編 (2000)『外国人市民と政治参加』有信堂高文社。 10. 梶田孝道 (2001)『外国人労働者と日本』日本放送出版会。 11. 近藤敦 (2001)『新版外国人参政権と国籍』明石書店。 12. NIRA シチズンシップ研究会 (2001)『多文化社会の選択』日本経済評論社。 13. 梶田孝道・宮島喬 (2002)『国際化する日本社会』東京大学出版会。 14. 駒井洋編 (2002)『国際化の中の移民政策の課題』明石書店。 15. 近藤敦編 (2002)『外国人の法的地位と人権擁護』明石書店。 16. 駒井洋編 (2003)『多文化社会への道』明石書店。 17. 駒井洋編 (2004)『移民をめぐる自治体の政策と社会運動』明石書店。 18. 川村千鶴子編著 (2008)『移民国家日本と多文化共生論』明石書店。 19. 吉富志津代 (2008)『多文化共生社会と外国人コミュニティの力』現代人文社。 20. 移住労働者と連帯する全国ネットワーク編 (2009)『多民族・多文化共生社会のこれから』現代人文社・大学図書。 21. 小内透編著 (2010)『在日ブラジル人の労働と生活』御茶の水書房。 22. 小内透編著 (2010)『在日ブラジル人の教育と保育の変容』御茶の水書房。 23. 小内透編著 (2010)『ブラジルにおけるデカセギの影響』御茶の水書房。 24. 近藤敦 (2011)『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店。 25. 佐竹眞明編著 (2011)『在日外国人と多文化共生』明石書店。 26. 駒井洋監修、鈴木江理子編著 (2012)『東日本大震災と外国人移住者たち』明石書店。 27. 小林真生 (2012)『日本の地域社会における対外国人意識』福村出版。 28. 関東弁護士連合会編 (2012)『外国人の人権』明石書店。 29. エリン・エラン・チャン著、阿部温子訳 (2012)『在日外国人と市民権』明石書店。
<p>③. 国際経済施策 (3)</p> <p>2000' <u>3</u></p> <p>2010' <u>1</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国土交通省 (2005)「姉妹都市交流の観光への活用に関する調査報告書」 2. 国土交通省 (2006)「地域観光マーケティングマニュアル」 3. (財)自治体国際化教会ニューヨーク事務所 (2011)「観光客誘致における米国地方自治体の役割について (Clair Report No.359)」

<p>④. 地域国際協力(5)</p> <p>1990' <u>1</u></p> <p>2000' <u>4</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際協力事業団 国際協力総合研究所（1998）『地方自治体の国際協力事業への参加～第一フェーズ～』 2. 国際協力事業団 国際協力総合研究所（2000）『地方自治体の国際協力事業への参加～第二フェーズ～』 3. 江橋崇・富野暉一郎監修（2001）『自治体国際協力の時代』大学教育出版。 4. 吉田均（2001）『地方自治体の国際協力』日本評論社。 5. 下村恭民他（2002）『国際協力～その新しい潮流～』有斐閣。
---	--

【出典】 楠本利夫『自治体国際政策論 自治体国際事務の理論と実践』公人の友社，2012年，18-22頁の記述を元に筆者が再整理を行ったものである。